類聚名物考 一

書籍

和書門
一八六〇二號
八〇函
一五五架
一五五冊
類

内閣文庫
和書
一八六〇二號
一五五冊
一五五架

内閣文庫
番號 和 18602
冊數 149（98）
函號 209 104

国立公文書館
National Archives of Japan

市版　板本　板印

市版は書肆にてゑりたるをいへり李唐の代よりみえたり宋朝にいたりて
のちはつかさにもかゝる[illegible]五山の諸の比より清拙上人
乃選擇集（チャク）を板にせしより山の中僧によりてうつし又
足利の学に接してそれより人々も左氏をとは俗に足利版と
いへり又多く宗鏡禅師の語録詩集を市版ともいへり
又古き武蔵の僧[illegible]板せしも伝はらず其のちのゆゑは跋文（カツ）などの文
この外にも其の頃の翻刻にてまゝある翻刻孫詩集などもあまた
されど是も多くは活版にてなりける今の世にきこえて市版の
さまにわかれしその初は家長の初に中野道伴といふもの
あらはれて世にいとしろく今も古きものはこの寒出入[illegible]あるべし
みえたり

日本政府圖書
内閣文庫
淺草文庫

○元史巻 王珣傳 裕宗問心之所守珣曰許衡嘗言人心如印版惟板本不差則雖摹千萬紙皆不差

○今案に因典字板の事ハ南山上人傳若吾上人西院の經蔵
を建立せられ唐より請来して法徳上人の事子あり上人古徳
寺迄還流せられ律学を勘して鏡寺公の浄持
逍遥院号の四ヶ所之云ニまつ五部の大経既書写六十巻
浄名涅槃經疏菩薩戒経記題戒綱要揚古戒綱等ことし
く字板と同て未来の益を志せし
めけるに既に字刻の事ハ開山上人ハ仕代行る金廓律師宗濬筆
元年丁酉誕生宝治元年丁未道寿七十一歳法臘五十八にて
て十二月廿六日白川道遥院にて入滅法寿七十一と志られハ
このころに経典の字刻ハ是しなるべし
五部大乗経とハ華厳経六十巻新訳八十巻大集経五十巻
大品般若経四十巻大宝積経百廿巻涅槃経四十巻之經 按
抄にハ宝積経と華厳経を入る天台の六十巻ハ法華玄
義十巻釈籤十巻法華文句十巻疏記十巻摩訶止観十
巻弘決十巻のことなり 天台浄名経疏十巻 章安涅槃経疏
十五巻 菩薩戒義記 天台菩薩戒義記 二巻 太ハ義疏頭

戒論ハ傳教大師ノ著述三巻 顕揚大戒論八巻ハ慈覚大師作之

○夢渓筆談 沈存中 板印書籍唐人尚未盛為之自馮瀛王始印五経已後典籍皆為板本

○石林燕語 葉夢得 世言彫板印書始馮道此不然但監本五経板道為之爾 柳玭訓序言其在蜀時嘗閲書肆云字書小学率彫板印紙則唐固有之矣但恐不如今之工 国朝淳化中復以史記前後漢付有司摹印自是書籍刊鏤者益多

○豫章漫抄 陸子淵 揮麈録云毋昭裔貧時借文選不得発憤云異時若貴当板鏤之以遺学者後至宰相遂践其言子淵以為与馮道不知孰先要之皆出柳玭後也

○経籍会通 胡元瑞 燕間録云隋文帝開皇十三年十二月八日勅廃像遺経悉令彫板 此印書之始 元瑞以為拠覩説則印書実自隋朝始 又在柳玭先 不特先馮道毋昭裔也 尚

有可疑者隋世既有彫本矣唐文皇胡不擴其遺制廣刻諸
書復盡選五品以上子弟入弘文館鈔書何耶意隋世所彫
特浮屠經像蓋六朝崇奉釈教致然未及概衆彫他籍也唐
至中葉以後始漸以其法彫刻諸書至五代而行至宋而盛
於今而極矣此確然可信者也然宋時刻本尚希蘇長公李
氏山房記謂国初薦紳郎史漢二書不人有 揮麈録謂當時
仕宦多傳録諸書他可見矣

○宋史巻 邢昺傳 景徳二年上幸国子監閲庫書昺曰
臣少從師業儒時經具有疏者百無一二力不能傳写也今板
本大備士庶家皆有之斯乃儒者逢辰之幸也

活板 うゑじばん 植字板

○通雅 板印書籍唐人尚未盛為之自馮瀛王始印五
經已後典籍皆為板本慶暦中有布衣畢昇又為活
板其法用膠泥刻字薄如錢唇每字為一印火燒令
堅先設一鐵板其上以松脂臘和紙灰之類冒之欲印
則以一鐵範置鐵板上乃密布字印滿鐵範為一板持
就火煬之藥稍鎔則以一平板按其面則字平如砥若止
印三二本未為簡易若印數十百千本則極為神速常作
二鐵板一板印刷一板已自布字此印者纔畢則第二板
已具更互用之瞬息可就每一字皆有數印如此也等
字每字有二十餘印以備一板内有重複者不用則以紙
帖之每韻為一貼木格貯之有奇字素無備者旋刻之以艸
火燒瞬息可成不以木為之者文理有疎密沾水則高下

不平蒸与藥相黏不可取不若墦土用訖再火之令藥鎔以手拂之其印自落殊不沾污昇死其印為予群從所得至今保藏

彫板之起

○筆叢　葉少蘊云世言彫板始自馮道此不然但監本始馮道耳柳玭訓序言其在蜀時嘗閲書肆所鬻字書小学率雕本則唐固有之陸子淵豫章漫抄引揮塵録云毋昭裔貧時嘗借文選不得發憤云異日若貴當板鏤之以遺学者後至宰相遂踐其言子淵以為与馮道不知孰先要之皆出柳玭後也載閲陸河汾燕間録云隋文帝開皇十三年十二月八日勅廢像遺經悉令雕板此印書之始據斯説則印書實自隋朝始又在柳玭先不特先馮道毋昭裔也第尚有可疑者隋世既有雕本矣唐文皇胡不廣其道剞劂諸書復盡選五品以上子弟入弘文館鈔書何耶余意隋世所雕特浮屠經像蓋六朝崇奉釋教致然未及概雕他籍也唐至中葉以後始漸以其法彫刻諸書至五代而行至宋而盛於今而極矣以上經籍會通

○夢溪筆談 板印書籍唐人尚未盛為之自馮瀛王始印五經已後典籍皆為板本慶暦中有布衣畢昇又為活板

○石林燕語 唐以前書籍皆写本未有模印之法

○瑯琊代醉編卅五 石林燕語載書傳彫板始馮道此不然但監本五経板道為之耳 柳玭詩序言某在蜀時嘗閲書肆云字書小学率彫板印紙則唐已有之矣 河汾燕間録載隋文帝開皇十三年十二月 勅廢像遺経悉令彫撰此印書之始在隋已然

本朝書籍刊版

本朝にて書籍を板にする事ハ元久の比より始まれりといふ説あれど利板の始りしハ定かならず　これ知るべからず　今見ゆるものにてハ活版にて古本の論語を享禄元年戊子孟冬初一日にしたるもの也　貞和元年甲申より越る四十年の前也　大内家の論語の跋に見えたり　然るに周防の大内時よりハ天文元年丙申まで八十九年なり　是のゑ元久頃今の時代ハ甲申より其の韻鏡の異本也

○韻鏡之書行於本邦久而未有利者故轉写之訛烏而焉焉而馬
覧有多図彼此不一泉南宗仲論師偶訂諸本善不善者且從且改
因命工鏤板期其帰一以便於覧者且曰非敢擴之天下聊備家訓
而已於戯今日家書乃天下書也学者思諸
享禄戊子孟冬初一日　正三位行侍従臣清原朝臣宣賢

○東見記曰天子勅錦繍段板本賜五山僧永雄及古硐作詩
奉謝之永雄云恩風高自楓宸起分入僧衣錦繍紅古硐
云洛涯叢社賜之後要是坡翁錦繍文
この東見記ハ林道春の物語を集めし也　五山の僧へ錦繍
段の板本をたまひしハ見えし　京都におゐて御所の比より
出てこの板本も作られしこの頃也とし

大日本　山路本

○古人の説に日本紀ハ大日本紀ハ神武の大名なりと
いふ説あり　おほく伝はりしも　古物を梓にて正しきよしハ今の
ものにて　周防の山口の
大日本紀とも山路本ともいへる

活版(くわつはん)　植字(うゑじ)

活字を活字ハ植字といふて　甚石用の人民の中へ一字づゝと
植ゑて摺るハやぶれうる字をいふもこゝろざし　古版ハ植字なる
個の字のもとこれを證字ハ人民の畧の四方の角うけて
こと活字としるしたりと植てうらよりも字として
孔子の字体なれバ萬古のあらハれうけぬりの人まゝし
東照宮の時代のおいしましける株取まりて活版
を御しめられしに寺方の字のまつのれ時分
御て孔子家語孝経論語日本紀書紀政要その外の書
乃版をもさしめて頒行ハしもれてかやれまりし
かここさい能あるてつけもの名まもかやれとその代
いまと世の中さとりし其の中まで　けうつき活字

みえたれ今の世まても其の法ハかくれてそのしるし
活字版の字あるハ銅の活字をつくりしものなりと見え
もあるらんし摺しやうひき見ハ活字のちるハあまたなし今
の世にも一つあるはなしのこりてあるそうかし皇朝に其
ときもあつ又或人の云この活字今ハ京の祇園に有
其の時の出版の本の奥にハあやしくかくしゝ字
いかゝハさとやみえ侍るしかしひきちかへ書てうけせし函まへし

○学山録ニ 蘭林藤原明遠 活板 凡印書籍欲急干印行而取干簡
便者又有活板或称活字今俗所云 植字是也 此自宋時既
兆端沈存中筆談云慶暦中有布衣畢昇又為活板 其法用
膠泥刻字薄如銭唇毎字為一印火焼令堅先設一鉄板
其上以松脂蝋和紙灰之類冒之欲印則以一鐵範置鉄
板上乃密布字印満鉄範為一板持就火煬之薬稍鎔則
以一平板按其面則字平如砥若止印三二本未為簡易若
数十百千本則極為神速常作二鉄板一板印刷一板已自
布字此印者纔畢則第二板已具更互用之瞬息可就毎
一字皆有数印如之也等字毎字有二十餘印以備一板内有重
複者不用則以紙貼毎韻為一貼木格貯之有奇字素無備
者旋刻之以草火焼瞬息可成不以木為之者木理有疎密
沾水則高下不平兼与薬相粘不可取不若燔土用訖再火令薬

鎔以手拂之其印自落殊不沾汚昇死其印爲沈括羣從所得至今保藏　胡元瑞曰今無以藥泥爲之者惟用木称活字云今按朝鮮書共多用活字者或云多是鑄字而非用木者　皇朝中葉以來皆以活字行亦惟木刻耳其用彫板印書者大抵慶長之比爲始耳

○夢溪筆談　板印書籍唐人尚未盛爲之自馮瀛王始印五経已後典籍皆爲板本慶暦中有布衣畢昇又爲活板

版本

今世に版本といふハ活字の類に異なる彫刻の書を凡ていふなれと
陶宗儀が輟耕録に淳化祖石刻の条に云淳化中太宗令
將書館所有増作十巻爲版本而石本復以火断缺とあり
是は日本の板本とも見えたり

鏤版　墨板

○玉海 卷五十四 會要 興国三年八月書成号曰太平廣記六年詔令
鏤版 廣記鏤本頒天下言者以為非
學者所急收墨板藏太清樓

東京木板

書の印本を鏤梓といふよりて其の版は梓にかぎる
梓もとより木の名なれども是ハ木の名也元の陶宗儀が輟耕
録第六淳化祖石刻の條に云今世言淳化閣帖用銀錠
欃東京木板刻而以澄心堂紙李廷珪墨印者則傳慶板
本之説合故翰林曹鶴雲天清錄集而云用東京木板摹刻故
時有銀錠紋とあり其の證とすべし

冷泉家書籍目録

○後撰集同文五巻云冷泉大納言為家卿の本なり書籍目
録に所人書五巻と載られたり又云冷泉家本書籍目録に諸人
書とかきて件云上字を以て目録に所人書載たるの名なり
史ハ件同文五巻の條につきて件の目録と冷泉家の目録之云々
ありけれども又ハ家本にて編せる
明なるもの冷泉家の書目の條に
是ハ寺家に傳へしものなれども
件の目録をもて家にて編せし
又冷泉家の目録ハあまり
の目録よりて其の家の目録とも
時代(?)にて令流布せし目録ハ

書籍古今多数なる事

本朝の文書古今の時世変数さだかならずといへども大秦
の文書はその多く出ぬるもしられず劉向父子が七略にをさむるの外
世々の歴史にも見えず隋経籍志通典通考をはじめ出たるの
古数はさらにまたき封氏聞見記にもこし書籍の象は漢より
しるに及ばずとて世々の多きとのせつなるの七略の書数大凡
万三千二百六十九巻なるの数に及ぶなり又その後魏の時荀勗
経史子集四部にわかち四て甲乙丙丁の目となし九千九百四十五巻あり
かくのごとく宋の元帝の時謝霊運四部目録となし六万四千五百
八十二巻あり元徽の初め秘書丞王儉また目録をなして一万五
千七十四巻となせり書経籍志によれば唐の武徳五年に及べ
る書目は八万四千八百六十六巻にてその外漢代に至るの
書三万六千七百八巻を除く又唐の開元二十年に四部目録と
定めしものは五万八百五十巻此自漢以来典籍之大数也と云へり

文書伝写失謬なる事

○細流抄 天台の本疏は書生の誤りあるにて言辞の偏なるも
しらず後唐山の門中おもひに正本出来て校合せし
にて又書きも誤りなきは言辞を正しと理をつくりて誤きて偏なる
なるべし又みなその偏なる誤謬ありける中の書をて数多きことなれ
それよりして天台六十巻の本疏正義とも伝はりし中にも誤れる
ければ故物語も伝写書写の誤りやすきぞ言辞の理を
つけまるに法物の見ゆるされは言辞変しく古今要書なる書生の
失謬となりては識の秘本も経書の道の廃絶にいたるべし

脱簡　間編

経書ハ文撰よりうかゝとかふりし　例間編ハはなくとましくてうも
又經は抄たるうとし　例もみえ書ちあり、脱編ともいふ

○文撰　移書讓太常博士劉子駿　以考學官所傳經或脫簡或間編　○注呂延濟曰　間差也　編次也

典籍興廃

○陸子淵記典籍興廢曰　隋牛弘謂仲尼之後凡有五厄　大約謂秦火為一厄　王莽之乱為一厄　漢末為一厄　永嘉南渡為一厄　周師入郢為一厄　雖然経史且存乎孔壁汲冢之禍　出見於劉向父子之所輯略者　為書凡三万三千九十巻　孔氏之舊蓋未嘗亡也　至隋嘉則殿乃書目三十七万巻　可謂富矣　○南朝盛時　梁武之世　公私典籍七万餘巻　○唐世分為四庫　開元著録者五万三千九百一十五巻　○宋建隆初　三館有書万二千餘巻　自後削平諸国　盡收圖書　重以購募　太平興国初　六庫書籍正副本八万巻　○慶暦崇文總目之書三万六百六十九巻　○洪容斎謂御覧所引用一千六百九十種　○高宗渡江　書籍散逸　加意訪求　淳熙間類次見書凡四万四千四百八十六巻

○林子鵞峯文集　秋春　答与野静軒書牘の中ニ子庵の経

籍の大數といへり

○揮塵録 王明清 宋嘉祐中詔宋景文歐陽文忠諸公重修唐書時有蜀人呉縝者初登第因范景仁而請于文忠願預官屬之末上書文忠言甚懇切文忠以其年少輕佻距之縝鞅々而去逮夫新書之成迺從其間指摘瑕疵為糾謬一書至元祐中縝游宦蹉跎老為郡守与五代史纂誤俱刊行之 文献通考 唐書糾謬凡二十巻

○青箱雜記 宋初釈贊寧獨以著書立言尊崇儒術為佛事故所著駁董仲舒繁露二篇難王充論衡三篇證蔡邕獨断四篇斥顔師古正俗七篇非史通六篇答雜斥請史五篇折海潮論兼明録二篇抑春秋無賢臣論一篇極為王禹偁所激 佛祖統記有王禹偁序贊寧文一篇其見

注釈云序

本邦の書籍に注釈の物ありといへども序文もまれなり希之古人まれ仁明天皇嘉祥元年○注釈の序を作り含み解する也と神にゆ[illegible]

さて惺窩文集に後少將天皇の注釈序[illegible]

両同

同 攻齋漫録 宋呉曽能著 荊州記曰小酉山上石穴有書千巻相傳秦人於此学因留之故梁湘東王山賦云訪酉陽之逸典

選文
撰集の事歌ならぬは唐の南北朝の梁の時会城刺史
院有高斎 梁昭明太子于此斎輯文選とみえたり是也
撰文の始なるべきよし黄晟曉に古今原始云 梁時始有斎
名撰文始此と見えたる此外にいふ万葉集を撰せし
よりは是始なるべきか

一 實録 同上 贈樊著作詩 雖有良史才直筆無不申
何不自著書實録彼善人編為一家言以備
史闕文　白氏文集第一
○文撰与楊徳祖書 曹子建　若吾志未果吾道不行則将采庶
官之實録辯時俗之得失定仁義之衷成一家之言
○前漢書司馬遷賛曰有良史之才 其文直其事該不虚美
不隠悪故謂之實録○注應劭曰言其実録事也
○古今原始 黄晟曉　唐太宗房玄齢等上高祖太宗実録○書曰実
録始于此　十一

毛詩序 卜子夏

至于王道衰礼義廃政教失国異政家異俗而変風変雅作矣国史明乎得失之跡こ

文集

○古今原始 七 黄省曽 漢武帝 武帝之文始以集著○文集起于漢武帝

今田夫野老亦皆有集

牙籤 けちん

白牙籤とも牙籤ともいふ書物の外の標に題してしるしたるものなり

西土の古書の家にて儒釈道の書籍の其目をみえやすき

やうにかきて帙のうへに付し牙籤とは帙のこはぜにする今世

こはものてうしなれとも白くまく染て目録しるし

なこれり今は天渓のもの年々等に用ひてつくるがごとし

○活所遺藁 五 庚辰元日詠懐二首

二十一史旧年求 今古縦横在寸眸 世上文華非所羨

牙籤新帙照書楼

冊　巻軸　摺　薄帙

○聽雨紀談明都穆　書籍○今之書籍毎冊必數巻或多至十餘巻此僅存巻之名耳古人藏書皆作巻軸鄴侯家多書插架三萬軸是也此制在唐猶然其後以巻舒之難因而爲摺久而摺斷乃分爲簿帙以便檢閲蓋愈遠而愈失其眞矣

今案するに今の書籍も皆其始は巻ものにして今も其草子ハ
さうしといふハ冊子の事にて裏書とて書写ておく其の事なと
ありしを巻ものゝ如くに畳て帖本なと云を摺といふ
折本なとも摺本と云なりされハ今も仏経に
摺本あり何帙といふも帙を以て帙と云ふなるへし
草子ハ和訓ふみまきの巻をつゝめる事也
一　題名
首題（首題ハ）

文書のはしめに題するを釋家にていふなり　不ハ梵字の経の経題ハ
其文句ハ略しても首題ハ略さすといふ　後世にいたりて出来ぬ云　嘉祥大師
云名極題目者書方圓枕木決経之異題是有凡首題無首帝楞伽
経經藏有殊若遺其座首座遺其時帝聴使者遂一切経同是
標深學故文遂此首理故使者無不思其時道安法師明通故
蒙勅諸経首題置遺是人四義有一見題目知部法二智者可略
知廣三簡異餘部當見故四念遺衆生後見題得益故云云
浄影大師類置遺有三一如云人提婆菩薩如淨名経二大般若
経三喩大雲経瓔珞経等也或人法喩或人喩或法喩
單複有七種題義繊異如糅鈔十五にも又遺教直にも出しも
了も

筴　夾

○慈恩傳六右(?)論一十三部凡五百二十夾六百五十七部ヽヽ負之　本夾

作筴

續日本紀第六　元明天皇和銅六年五月甲子○畿内七道（恐脱制字）
諸国郡郷名著好字其郡（郡内）内所生銀銅彩色草木禽獸
魚虫等物具録色目及土地沃塉山川原野名號所由又
古老相傳舊聞異事載于史籍言上
帝王編年記第十和銅六年五月諸国郡郷名著好文
字又作風土記

○古今原始萬暦成暁十二　唐太宗宰相監修国史　洎代因之始　国史總裁　副　史館
修撰掌修国史　梗修撰之名始此

前代舊事本記　三十巻

○太平記六　正成天王寺ニ未来記拝見之事ニ　當寺の寺僧答て云く　太子守屋の逆臣を討て初めて此寺を建て仏法を弘められし後　神代より始めて持統天皇の御宇に至るまで記されたる書三十巻をハ前代舊事本紀とて卜部の宿禰是を相伝して有職の家を専とす此外ニ又一巻の秘書をとゞめられて候と云々略

日本書紀

古へハ諸写本之　神祇伯白川家ニ伝へられし本ハ永万三年の奥書ありといふ　卜部家伝の本にしても其家の写本　安貞　正慶　永仁　和元　延元　応永　宝永　文明　永正　大永　享禄　天文の比の奥書あり　卜部家ニ出し伝本ハ又伊勢の外宮権禰宜出口延佳の校本とても刊本を以て今世校正せしとかや

○桃華蘂葉抄　日本紀三十巻　故殿受　吉田神主卜部兼熈今従所持南家相伝之本　無不審のゆへ

○續日本紀　元正天皇養老四年五月癸酉先是一品舎人親
王奉勅修日本紀至是功成奏上紀三十巻系図一巻十

日本書紀

○續撰集　日本紀を定めてよめる　相模少丞
くもりなき天のかく山てる月や神代よりうけし読まるらん

校日本紀

○東人記下に頼兼亭撰廿一巻の内古周ハ国内寺倉 実経公
の同之　撰問ハ一条摂政家経公の問之　実経ハ寛経の子
故類ハ雑言ハや

帝王本紀

○日本紀通證二　欽明紀曰帝王本紀多有古字撰集之人屢経
遷易後人習讀以意刊改傳写既多遂致舛雜帝王本紀者推
古紀所謂天皇紀而厩戸太子所撰定者也古字者謂皇子古公
字也親王所自述既如斯宜也其難解乎

帝王系図

○續撰集　帝王系図とかき侍りて　中原師光
神代より今こそまで伝はれる天つひつぎの絶えぬかしき

神皇正統記　六巻

後醍醐天皇の御宇の比にや　北畠親房卿の
にや此書ハ吉野大臣の人々の為に[illegible]の事を[illegible]
皇統の正統なる事を世代の次第を追て記されたる書なり
[illegible]神代のはしめより[illegible]とを[illegible]して根元を知
られ[illegible]ひたる[illegible]の[illegible]を[illegible]の人の[illegible]
勤めて神代より正統をあきらかにし[illegible]
しては世の中の人の[illegible]ずれは神皇正統記とや[illegible]

続神皇正統記　[illegible]

○東[illegible]記[illegible]此書ハ[illegible]の[illegible]ハ一巻[illegible]

東鑑

按するに此書に慶長の二本あり[illegible]今世に印板の[illegible]
[illegible]のはしめ[illegible]武[illegible]の[illegible]時代の
事物の内に東鑑と云ハ今の[illegible]
いつれ[illegible]や東鑑ハ[illegible]今ハ[illegible]
の本も[illegible]近き世に出来し[illegible]
記[illegible]に[illegible]全や[illegible]東鑑[illegible]一巻ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]
○小槻[illegible]記[illegible]
[illegible]延[illegible]政氏[illegible]時代大森[illegible]
[illegible]
[illegible]

いかなる大きさ小札又は几帳をなして枕そ二つよせ此寺の侍しも
家の系統と争ひ原古書を家と称し東涯と記
文しはしも見よりて秘書とし詳上云々かくて誰とく
此好書も申しますて当寺之家々三年も記録命に
写本を貴とせし時からひの方時ぶりて其書涯と枕そも
らぬべしといふ代々の後議之しと記せしも不審之々
ありて枕ひの東涯の寸七年中
此書は出せしより昔の原本を借りして文と
読とも思ひし書物をさへみけり文の外に東
ほしけるかのあるなし此書は小にして其の代の
原時代東八ヶ所を追討せしより当東の侍の系図を
みしよりもちゐさせけり

東涯随筆　一巻
此書はむかし　東涯先生の東涯と號して讀せしものをいし
ならびなくこれの無窮きになりし其のさらこのつぎしを見出
のちの詮ますよりて林の春斎は頼まれてさぐり求
めよ便りあるは書出させよと一巻として取出
文集并序を四編の目録を大津君常に持ち東涯以前
其後家故便之出せ事とし見つべしかなし

二川分流記　上　一巻

因にいふ細川両家に流るゝ事記すれは細川家の二流となりし
事を尋ぬるに事跡は当家の霊陽院殿細川大蔵大輔政
元と申せし人男女の御子なく ひとりいとけなき猶子をもうけ給ひ其
取あつかひとの事にして是を嗣と定め給ふ 御子をは
其時の公方東山殿の末の御子と申ける 其子を政元の
御子となし家督として その後元服して九郎澄元と申せしは
阿波の国の出生也 其家には六郎の中にて政元のあと
此何は里見伝来の細川澄元をもつて嫡家となし猶元流
とりもし其の嫡子高国は元とて其子と出せられ庶流
巫子其の家と争ひ終に其の子を交へて終に理を奪はる合
戦し終に其の嫡の争ひ永正元年甲子の比より一党の流れ争ひ
天文十九年庚戌四月日生まれ宗竹と云ふ者の年時書し終る

後ハ信玄老臣か記先とゝす ○ 甲陽軍鑑といふ 細川幽斎か子成政
以来のうち慶長元甲子年より天文十九年庚戌年迄を記し四十
七年の事あらし 是ハ信玄勝頼の記之外に 此録を記し
永正元年天文廿年 事一二 以来の事なり 荒之 其記中より年を定て天文
廿年辛亥三月より合記し始うち永禄十年戊辰三月十四日信
長の国中に初まる年 也 事始わし 太平記にけるか
しらや し 北条 元亀年辛酉三月 書き残し
三十七歳 文章 物かたりて
の 採 べき

北条五代記

三浦五郎左衛門入道浄心 作者 三浦氏

○北条五代記ニ 天正十八年庚寅の年より 家康公御入国 慶長十九年
まて 寛永廿二丙申年の記ありて 其後 三十九年
まて其年の事 改めて 金銭
しるし 其 なり 有し 是の 事
しる 其 太金銭 其 大名の一
書と三十二冊の内に 上て 御し 伝り
北条 家 三浦 氏 三浦の 人 北条
氏 代の 其 一 此 其 の 歌
とし 三浦 其 永禄 三浦 の 其
て 金銭の 其 人 て 此 と 以し 候

河越の夜軍と名つけしより 昔より武田を信玄と号せし甲斐十三
年の春武田信玄と氏政穴山梅雪の時に信濃の国に於て謙
信と一戦して討死して謙信と北條家ともに猶盛んと
なりし都合の忠節を尽せし武功をぬきんで氏政
氏康の武法を遂に見えざりしに関東の名を世に知らしめ
かくてこそ此物語の作者は出て書べき事こそけれ氏政より後
子孫に伝ふ

老人其子孫等中に生れて三百余年の事をとりあつめ
大名たちの記をあつめ中にも此内の事ども書きて十七人は序
にまとめたる内にも見ゆる事をなしたるをまとめ武
将の信を伝へて是れも内にも序と共に見ゆるなり

北條五代記

此書の序に伝へて老人の見たる事を見て世に伝へしもの
卅二年隠人の作りしものにて隠居して作る隠人と方将
氏と永享十一年より以来百年のうち関東の
争乱る七十三年のことを書たり北條氏之祖早雲入
道氏綱より氏康氏政氏直まて五代の事の次を
記して十冊とし

四銭記聞

東村東利ノ発起ニて 東照宮代々のうち大全銭四文

河野川・東府ノ京七條七夕ニてこのさま類しくさるを

その男東村ハ十三年ノ内ニ立てる 御治編ニ集め[illegible]

武家京図

寛永の比より作りはしめし武家の一京図とこそいふなれ[illegible]

是を元禄京図ともいふその比の事にや 此道家ニ書せ出来

の中より内天和高武家京図のまゝにて写来くあり[illegible]

けふくしきりけり道家ニて 其のまゝに一円ニ書かしけるよし

○一所遊出来六 星銘天和高傍有武家京図之事某題 問東

与君古笑有六文会 韓柳如知全絶纓為将一清拾帰眼

東行千里寄問声

土左日記

○土左日記一平判（目録一） 延長の比貫之朝臣土左の任明尹
は書きと古今まで和学にて貫之は紀氏に伝て是と法さし
て作れるよし云へし 横川の僧天界坊律師説をまとめて四
十巻ほどあり

○今案ずるに此平判の古注記様の僧云それハ○へよし
その比を平紀伝文なり人をへうまでよしまろてさて
らいとて古たんかれらまりしきりの人なり方つまり
たらんまでの本伊けて やいのるべき也ハ家言ある也

中臣祓

○貴人紀に吉田兼倶云 中臣祓上二の貴賤祓くとすれハ古の神の人に
けふまでもあるよし云へし貴人文字に書くと祈る祓の時ハ古をさし清きとらる
又兼倶ハおしく伝れる人なし ○此書神道家の伝也

○風水州　兼加茂神家の極秘傳之
○玉織糸　日蔭切紙とゆふめしきもの十二光之の家の秘也
○聞まりまり　玉垂之秘ゆり八雲の神俗の言とやうく
しらり霊之御歌く　厳随ゆへてあきらしくらふ
○神代記寸段　一所後年一書ハて和漢の字まりよ又字一字
ならしかうしりとりんもうくすハ所言ちうのことく神代巻の字
数一万五千三百五千四百あまりとて古秘々くこれもちくのん
一字のもゆるに出手ましきよの数く

さゝれの紀

○八雲乃神詠の事　このかき和つハ垣と清（スミ）二つハかき

とほりて読べしとそ

○大和ことば　稲田姫の正字

目もられぬさゝれの紙もとやこちよ心乃中に納めけるか

○今是ふこの於後人の伝り御作物くこの事神代の

のつきに伝るあかし　おもむきしよう正史なる

紀あもし人之も指を集まさく伝りの事してよりハ

是れまるちり旧好よのへの是ひ出て皆しきれる

す清よ作りちもし地るべし

○日本紀私記

弘仁より康保よ到るまて七度世中にて講せしめる其の時の

記也

○続紀

明日紀寛平二年○五月三日　天皇手時詔　参議従四位下大江朝臣

時信去年天皇寺にて　乙未人の任命に現に在て右ハ在中

云者　大臣従二位藤原朝臣　議上文　但去不行――　文実 詔而可

続後紀也

○続後紀

○続代直指抄

続代の古事十六字の極秘とさらひ伝云ハ従之

○錦天紀

書備の字府伝あり　右行の弟子等ハ八人伝之

○叢詩き之果

書備の小伝まで

○元元集　この二書ハ儒道の論ニ引神仏習合の書也
○宝基本紀
神代髄脳日　古来偽作也
要記之乱記
○東人記上　神仏相混之書也空海所作也　卅巻有
○神風日輪草　二巻
様時名忌田上利等　偽説既伝記の注解也

○神風記　一巻
同人作ニ諸社之記の注解
○神風灌頂　三巻
同人作　五十巻ニ在ル神代記の注解
○日本紀事跡考
同人作
○神代口訣
忌部正通作
○神代抄
卜部兼倶作

○伊勢二門極楽浄頂　操り古浄瑠璃抄
この書ハ昔の金作の此時浄瑠璃の名人にて動しをなし
出されし書　後に和泉太夫翁の書付よりこの中に書役
引寺の書ハ今は浄瑠璃の章へ天和元年○右の中に書役一巻
書をと写して此時書き十九年せられ付属をし此所役者の
秘秘書の事にてありしも写し置くもよし　古宝世演劇
○右の書にハ書しき後世の附ありとあるそのへ古く加へ書へ
うしき名の書き添へしもの

○神楽考　高田書記より日本紀の操ありしを考ふ

○伊勢二門極楽浄頂　操り古浄瑠璃抄
此書ハ昔の金作此時　神代浄瑠璃にて　動きて操れしを
後に和泉太夫翁の書なりし　一巻の中に俊寛の
の事ハ天和浄瑠璃の章へ天和元年○右の中に伊勢の書役
ことなり此時　薩摩太夫代々とられ付属し　此所役者の秘秘
業年の事にてありとぞ
○浄瑠璃書ハこの書ハしるしおき書より出てこの浄瑠璃の書より
今日の時代の浄瑠璃たよりてここの人の作代の
書も好しく行くうれ古く来るむかしき名のうちまでて
あきらかにここの浄瑠璃といふハ稚氏のありて有れば
いづれ説の書き翁の書き八田舎へうら日本記などにも
古今の浄瑠璃なしいふ書のいさハ残りき出ることなし

十二社次第
吉田二位卜部兼倶卿の作とぞ

会津神社志
寛文年序より会津中将の男侍従正経のえらひしよし也
寛文壬子年孟春九日とあり

官職秘抄
平基親の作也此外にも官位考撰等あまた有 西讃家も同
作之

○
職原抄
北畠准后撰 官位職の本源として記すへき人に其例
そのころ筆せられし御例にして職原に引きて
○
壺井義知 職原抄諺解其外 古名抄 假名抄上の本紀

東山殿年中行事　一名伊川家秘書

奥書云　右往紀録伊勢貞親中古之録以之例法秘之

被努中也　後観之者能熟考而其氏秘家中之古法也　之今

正月所倫ゆゑ雑陳多く　余今知人ハ写已なき称人を遠

者也

永正六年己巳四月十六日　大館伊豫守　尚氏

安東歳太子仲夏頒之浄京韶　年六歳

の隠れなきといへり　相房東海道紀行本紙ハ廣信か書なり

廣信名かくしもなき也

○宗書職の筆也業之品積也　紙筆也

律令注文

○東見記上 淳和天皇天長三年より直幹安世清原海野の令
律の注をせられし義解の第一の序ハ安世の自筆也
安世ハ桓武帝の庶子なりや

官班記

○東方紀抄道草法官班記一冊 その後作 法中官位のこと
法中にてハ大僧正を大納言にあてつるあれハ
宰相になそらふる

一冊

法曹至要抄

法曹ハ明法の官署之名なれハとりて律令の中よりことにまちかへ（格式）
るをぬき出て中より明法にいたる不審あれハ明法にとひさためし
法の其要をまとめたるなりこれハ裏書ありてや作者ハしれず

○後漢書四十三周燮傳ニ其祖汝南安城人法曹掾燕之後也

○経済纂要　入内逸斎勅書　三田木文亮致書写

○刑法国字譯　同人

○国家食貨略　同

胡書抄　うさゝりせうり

○南殿主得于二条院の柱さんし坂葉荘葉の写よ胡書抄とて堂来の抄を信す胡書抄としらぶ唐宮僊よ竟の時鳥書造云と將竟の后下鳥書衣の剣云法とさしてからし書画云ところんとおてろらんしる好之孔ハ鳥書抄と云へと何のなとかく胡書抄しは野早と付らへきやしぬとし剣法を剣云しゆたる人の為を云て堂来抄の記しおしてあきおる之はけ胡書抄の写は志をる志稀之

○樵談治要一巻 文明の比後成恩寺殿御作なりて（一条殿兼良公之事）将軍足利
政一条殿といひし人二十二歳の時将軍家へ奉りこの
宗将一冊なり
文明十二年七月室町新将軍家にまゐらせよ
といへり

本朝月令

○明衡往来 古今記録書目 本朝月令公事の根元たるを記す
範の宗統を釈明して不詳なるに返上する人伝てすと
未見ず不審也

○二の本朝月令は記紀の故実を記し陳子の童を申すべし
まゐらせし本の歌をし伝へて月記の月令におくり
果たすべき所なるべし

革命勘文

○東坡之記上 革命勘文ハ日本の年号の改元を記載する書也

天文要録

天地瑞祥志

○右書注見天文ニ安家暦ノ部ニ然家甫辰陰陽師兼有

天文要録并天地瑞祥志等禁動文作

改暦雑事

同巌経ニ引

東涯暦算改補

命律家注　安倍有春考之

天元術

○今云ふ天元之一と云ふ數をとるにて、これより千万の數を割出すなり

その天元ハ乾元といふより因して来たるといふ一の數ハ出所也

○後漢書卅六　陳忠傳臣願明主嚴天元之尊正乾剛之位○注天元猶乾元也　易曰大哉乾元也

乃春秋
一 資治通鑑　二巻
同
一 同前編　三巻
春秋挽
一 正編　神郡合字多也　四十巻
同
一 同続　陽明迄　二百二十巻
同
一 同提要　三十巻
同
一 同附録　廿巻
於今　代三百千冊　代金一包之化
一 改撰諸家系字　三十巻
同
一 同旁篇　釧百巻
例附録　二巻
於今　釧百　三十二巻　代金七十両

風土記
元明天皇の和銅六年に諸国の風土記を作らる　其元の始之
○万葉集仙覚抄第一に於出雲国仁村云国二字目好字之用天皇之字
和銅六年諸国に風土記作るゝ之事ハ其故於今村名或一字
二字又は村名を去て改ハ二字四字と見けるゝ多合
諸と風土記を作る例ハ其政官なるに之ゟ好字二字目好字や

○楢樽

此歌ハ江戸四方はし浄氏の名を付しと謂して一寸しと
て上林浄閑竹原なとあるへし其の名之にの今やからうれ
昔よりありしなるへし

○此歌は

稲葉丹後守　小村若狭守二の丸留守居役再び取立京都所司代
京の所司代にありし時京名代の役仰られたるを
兼ねてかくせられし其社仏閣の縁記にその事をあらはしよ
事よあやまれるハ何ましき事はセしくその以ハ京東新むほ書
よ信んる待のうちにて稲葉丹後守のうへしてつけまれて京の事かきと
請取ありしセしや

五蔵円志谷話

○秋苑円陰ニ並び五一郎とニ人かんかと待て五蔵円志といふ言と
らいして物の志あり信書谷行ふ志知志志持の染よ纏と勝ぶ
の業のかなうくもう経かハ明治より歎して古郡より八歎せし通過
歎はうし行れとも隊をのうす中行すよ信ハ歎より八太兵衛
余読といふ兵衛おらんと　垂井羅し編しされすりいさんや鄭より記
にはゆよりぞ揚は志とす信日程の墓子高国の町の京都よ立て
日記はあ兵のきかて書く以外候ハ何きも日本書記陳明きて
乃るにし之亭録かよ人おうとセよかり道まし待の中よ社寺よ
あれしい平保名を子存る待まし七すんたる右子信も二老の年
氏併よ信と云てまて又内ちか名谷の数行あると一あり以共如
さもうそし数行信記とのかせとこ名数行信記ハ改書上人小し
て其如ハあうれも一寺しも蓮如なとの数行信記ころ又ゑ旅数行
寺とハ子ありいやまうねしのへ三うしかし

○山城名勝志

京都名所古跡の書あまたあれとも一もたしかならず
あるハさらにしとなへの古のまゝに出ところ同徐に載示手頭うるも有よ
へり一とせ大野宗容翔宝基の写てまれなしといはれとさるハあらん
模ふ處ハ国志の草案といひしころハはつめしあつり
下くし家へりてきゝて出版のわ少村言にさむとおもひしるし
まちかりし物語よききつり頃歳程ふるハ三四十年の後よかへして
その古机撰ぶ名寺と出さんとて楊名の強業の家を
質ねて聞たゞし
かの序ハ神宝宝基公この間手てて来しといふ

十寸見の一本　六巻

江戸名所を記し書たるの諸々に十寸見の一本ハ櫻田治
助入道不労の作たるよし此集にて明和
小咄なとかし出すよ一天和二年登壹所(?)月迷(?)
入たし可書古ゆり樋(?)よ類(?)行もせんとしれんも
志律の事なきれたるのりもなく篋中よ秘ミ(?)
もえちやり今集よ江戸作るよ暗きけかさとりると
六本の全なるハ何して類巻の抄したる

萬葉集　二十巻

○撰者の説ハ　古来より定らすの御ハ古今集大概(?)に貞(?)観の時作万
葉集ハ以る(?)ありはきれつ見えし関(?)のひろれハよ見え當て
まつりし

文寛(?)有ヵ孝

かゝる日古なれより初めよち(?)ハ萬葉の名よ撰者の古こと
○萬葉抄(?)を平城の時撰しれ(?)れハ猶わかハようき

悔(?)元

○明月記建暦三年十一月八日　鎌(?)所(?)返(?)給(?)　御文ヲ賜ヤ相守
被求相当(?)久書て見侍て仍不来(?)候(?)秘蔵万葉集者
是也あるとある仍ての付け相持手

○又或にこの萬葉ハ諸(?)家(?)太古(?)に宣(?)賢(?)之仙覚へ百葉
集の説もしなり

○仙覚抄

○同異
仙覚の作 二巻 見上公 万葉難字一巻

○詞林採葉抄

○拾穂抄 六巻
北村季吟 再ひ後清宮仙覚の中より云々 [illegible]
又其ゝに萬葉の園林 二のをもあり [illegible]
又傳ふも 家にてはシラズイカにしてを清て [illegible]

○[illegible]

○淮南子十 繆称訓 譬若伐樹而引其本千枝万葉則莫得其従也

異説
家持家集ナルヘキ○旅人ノ諱ヲサケ名ナルヘシ又初[illegible]
撰一二巻歟○雑家桐[illegible]撰者一部トス家混
[illegible]○万葉ト云撰集ノ十二ノ巻十一巻ト同
[illegible]アリ [illegible]ノ歌又十二ノ巻 [illegible]
[illegible]入ル十四巻国風アリ国風詩ト相同シ [illegible]
[illegible]之ノ精撰 [illegible] 七八九十 [illegible] 家集ヲアツメ
テ [illegible]家持ノ外旧人ノ撰ヲ [illegible]之○又一様 [illegible]
漢文モ [illegible]入又山上憶良家集ノ九巻又 [illegible]メ可之十
[illegible]又 [illegible]八巻 [illegible]○十 [illegible]巻又續メ [illegible]
[illegible]三巻メ又 [illegible]六巻○十六巻 [illegible] [illegible]ニ [illegible]○

十七〇十八〇十九〇二十 此ヶ條ハ家持卿ノ家集ヵ

△万葉（ヨロヅコトノハ ヨロヅノウタ）ノ和名和スノ 三代実録 言ヲ用ヒ初テ山ノ和名之字

〇カタ（人亀）て 讃門ガ 〇美貞ノ稱美辭也〇 ホリクシノ略名 カナヌフ

〇上ノ字阿音無シ 須宜ハ賤子ニ 〇沙根（サ子）ナミ也 〇 背窟 和名抄

〇婦ノ吏ニナキ人ニ名イハズ是古代ノ風俗也イヘヲモナヲモ

〇高市山国井宮 与呂布（ヨロフ）調也 其足ヲ名也〇恰ー恂

当作恂恰 日本紀同 ウテシロラモシロキ 言 後宮〇中皇命（ナカノヒメミコトノミコト）

乳母ノ氏ヲトル 続日本記ニ之ノ依〇間人連 孝徳紀

深野（フカノ） フカキ フカス 言也〇 軍王（ハシヒトノヒメミコカ）〇軍王遠ク皇居ト隔テヽ 紀 安乳母方人

〇ライ 綿 テリて〇 鶴寸依之〇 明香川原宮

万葉集訓点のこと

〇古点

〇村上天暦の帝の御時梨壺の五人にのたまひにおほせて源順

大中臣能宣 清原元輔 坂上望城（モチキ） 紀時文 の五人を梨壺（昭陽舎）にめして

のりして 昭陽舎において 万葉集に 和点をつけしめ給ふこれ

を古点といふ

〇次点

〇法性寺関白 道長公 上東門院 彰子（ホウシ） 道長公女 にいひてもらはんとて 藤原

和らか仮名の万葉をかゝしめ給ふ 藤原家経（ママ） そのほかに大江佐国（スケクニ） 藤原孝言（タカトキ） 云

権中納言大江匡房 源国信 源師頼 藤原基俊 等に命して

点をくはへらるこれを次点といふなり

○新点

権律師仙覚法師の点をかへしたるを新点といふ今京本の万葉集ハこの
仙覚の点也和名抄も其点を異本の点を合せしよしみえたりよりて
由阿か詞林采葉抄も専ら此点仙覚律師かるきかたしふ
のひて献せし万葉拾穂抄のよし後宇多として続古今集に
めしくはへらるゝといへり

○古万葉集

○源順等天暦の年宣旨をうけて始めてやまと言葉に点を加へ上下に撰
進ましけるをいへり古万葉集ときこえて古点の名ありそれを
ときわたりハ河内掾清原元輔とは振化明文證清原大中臣能宣
学生源順坂上望城といふ五人なりと枕草子伊勢大輔
家の詞書まさにいふさもこの坂上望城月のつごもりに源順と坂して
くだりたる神楽月かきりしやそのもとかくて和歌を撰とする
新古今集にてハ和歌もいふかれや明なることかてにみえてゐるらん

○後万葉集也ある万葉集ハ古を対へ加へたるにかはりて神事
なくきて菅原道真の文ひとつをもて撰万葉集等と
いひもつれてこれとハ古といへるにまれも新しくはのま
まてもちいにころも来し拾遺抄撰集ハ古万葉集の
序といひ此のやくもしいふなり詞まゝあるやの
とりあるをこの歌のかよひゆかんよむさへ人あるまての

ことや
後の人々皆のつたへられめでたし　新万葉集と名づけし事
一見ふとの人家の御剣のの事のはかられしは
まこひのやからの一ことにてつきまとのかしからを
別にまうしつるめ

○一万葉集の外にも事はさせ見たくし　説書萬葉　集類
剣事書鬘一巻両生百済橘一相両年万葉者所鬘不定
以為便

古万葉集
○倭万葉集　古今集未代人称古万葉集源順ガ集し　古万葉中
小しこう見者新撰万葉集其家万葉集ホし　或説
新撰万葉集ハ延喜御時お出しこゝ為也又云万葉撰者
或称橘大臣撰之　或称家持

○仮名万葉集
清輔朝臣袋草紙より上古の風をもしらしむへきと云

○新撰万葉集
菅原の作也しも古今集の小野篁が仮名万葉擬撰
の和歌を仮名にて漢字とせしは新撰万葉集の
本を用ひて書之ものきこえるもの今の万葉集といふ
其本のあり書撰もあるへし

万葉古色抄

宗祇

○後拾遺集序　右京通俊　古今集の時からハ万葉集古記を撰て
えらのもそれはえれぬへし　たつかの集の人にやまときこえ深く
しかるきつゝとあらかもり　そのかくのこし今の世まてあまたまて
しそまとくるゝのゝなし

○清輔袋草記　集ハ古万葉集　古今　後撰

仙覚抄をゆゑうきのはしめきてあひしてこそせこりいしくらてあらを
いろいはほとちんやらえいは和点の家々和の家ゑ後和点の
家百五十二首侍るなりに先は多しく翰をなそくて侍る家之奉
しきも○とえらんしてさかん人はて和梵人仕翰や
○今案ずるに今本の仙覚人方葉集は和かよその家とて西封点百
年二首の家は別なる家しき翰しつれ西あられは今ろそて皇
としもすぢをるもしくきまし今そていられぬ新点古点あ
るもえらくらとむし

古今和歌集　古説

○此代撰集のはしは貞名序仮名序よくてそうするを
つきそれは家ゝの考くまかりしの説ゝまこれはことりし
らさるものをまつして下はりも　故人言へさせの序は山家新葉
の序しは金志はいはうしいつらは此代しにしたる　道風古人
細河家本のくさひあるし

○後撰集序延喜のひしりよのみかとは万葉集の和の家
二十巻とえらひて世に伝へのこしいまゆる今の古今和家
集見るらり

○古今集の序はくのうくとも忘れしめかれくともおこしおか
しそれもしらんとえしはこの世もつきれて延喜五年○四月十八
古河紀紀かおか大書家の紀貫之家田豊彦なかみ
新撰古今集生土　大宝の年にあるられて万葉集よいつれ

古き哥どもあつめさせ給ひしそれちよくにあつめて千うたとなす、
まき〳〵名つけて古今和哥集といふ、
○今是をは今の古今集よ万葉集の哥七首入その外万葉
集の哥入たるはたくさんなるに聞へ侍れは実
はかの万葉集の哥ちかく入しとみえたりよて寛之
も万葉集とそ云へしやうにも見ゆ人々さまいさゝか今
の万葉集は旅先を中にまとめて撰集せられしと見え
は和の二の巻其の外は今の十一巻十二十三十四の巻なと
やまとうたの和歌は古来よりの古哥ともなど
入まじりいひて今古の古きとやらんちよんさまは
其の書ども古き文作りても見えし万葉集よ入らぬ
寧楽の頃の哥より今の平安の頃より白河の比との哥と
古くし仁寿承和より昌泰延喜の比まで次今

○察勅 定家卿古今集の注 和哥を遊びなとひそかに思ひをあらはして以讃哥し歌
ともひさしき時中まか年の時古今をえらんと侍りよみたりかゝる
侍りしは延喜五年古今は是こそよみ撰でいへそれなん是を撰
られ侍りしは二の説 業平侍 是僧正遍昭家との和哥をもちひ付
られは御書も知るき事を侍りまて

十口抄　下巻　此集當家の正統并家説の儀といふ

京極黄門定家卿古今集

○明月記　建暦三年十月十三日　[illegible]来談　次云　家集清

書之比集可書之由也　[illegible]古今可云　[illegible]

御本文[illegible]

頂[illegible]

○[illegible]世[illegible]の[illegible]

[illegible]

○桐[illegible]家[illegible]の[illegible]

[illegible]

○又云[illegible]京極[illegible]古今[illegible]

[illegible]

○續後撰 雜十七 兼之のころ因ら古今集とのしてかて
まいしもれるおりふしよ　前中納言定家
ためしあるを世にも此世末ならまてまさるき河よの行やのこらん
名をやのこさん

古今和哥集雑躰 十九巻 けふ短哥并旋頭哥并俳諧の部
いひきたる俳諧 今世の誹諧もこれにもとつくへしといふ人の
事也 よみ哥并 俳諧哥 なとかへし 此誹諧の体 古今集と三代の
とかはりや 多くは あしたちのくふし いひてとことへる なり
ことく これらの目の俳諧は あふね傾くしてみえ人 たゝ体の上下
かし あ人は おもひよせてし 文章にこえたり 其外 いひ出 よ
からくつきりし 俳諧は 漢の 説文[illegible] のいひしよし 又 云 乃
又 之 よふ 能人 ちゝん と云 いと 俳諧 紀の 貫之 よこの 古今
俳諧 かし 一人の作りも 蘭 [illegible] 日 [illegible] 作ら よしを この 定家
紀 は 歌 の 墨 に 一条 禅閤 の 作 も よしの の [illegible] よし
又 山崎 宗鑑 より 出し 古今 類 [illegible] 抄 にしも のらくと 引 東 百 部 よ
出して 俳諧 とるを まよ ありて 俳諧 の おり も まき しいそらし
よりての 宗 もし 共く まかり

教端抄　九冊

○再昌院北村季吟也古今集の抄也末考の為書入書の
目録にしるし古今教端抄所々用る諸抄様々抄説
十口抄六冊　一葉抄六冊　永正記三冊　十口抄　冊　宗長抄十
両度聞書　七冊　僻案抄一冊　延五記　古聞　箋注少々
肖聞抄宗祇　両度聞書　僻案抄　五冊　二条家序抄一冊
古抄　四冊　此集聞
右十二部の古注抄より宗祇法師を本とし一葉永正十口以余説
流々打まじへ取捨分用ふ注者古来説々を交へて注し

十口抄　六冊

○古今教端抄の作者北村季吟也　宗祇法師　東野州　常縁より古今伝
授の時　常縁の聞書を清書し牡丹花肖柏老人書加へ今加ふ
書之を宗祇法師十口抄に書出し肖柏宗祇法師
以来老少相伝之十口抄六冊を宗祇
頓阿定家卿をも注し古今　十口抄の説をこそ
尊経閣の聞書の抄也之

○今案ずるにこの十口抄はかの宗祇より此かの人々
つたへ侍るとなりしより伝へて見るにそれ
古今抄に重宝の説とてつきもせぬこ(と)しひちしてちん
の抄なりしてきりて伝へゆゑ伝へつきて深く惜しみ
いにしへのやうなる事ねんごろのおこ(と)をのみ深くよせや
すこし見し十口抄にて十巻をみるこの抄をしりて伝へし

抄出證の抄ハあまた〇〇も中にも抄之書ハ別に目よい
の表とのせなけしさとはしらるべし

十口抄

これも古今の抄之源為信の以下ハ従上十家の説を
ひろめし抄とやいふ古今了見也

一 一葉抄　六冊

〇古今教端抄中村某作也　七条院一葉堂切紙之伝会得よ
古今伝授の事并之伝よ十口抄を本として古流の伝の中
よ秘伝のあるなければ人へき所ともかくす伝流の要説をと
これやハ二段之二ニ伝の奥ハ二条家冷泉家両流ニ伝授
せり如何の并に源氏物語の講釈とも伝て
是伝記源ハ切紙よ伝授を抄を用のとる也
志るし未伝しのこる

永正記　三冊

○古今相伝抄ハ永正記　泰昭清上前代清原ノ古今伝授の事

也清原ハ宗祇ニ伝授し云々　抑古今抄宣賢抄ト

清家の古今抄ニ流伝ハ文亀ノ頃少納言清原伝受ニ清原と

伝りして候し

仍而見聞

十口抄

○古今相伝抄ハ十口抄記　四冊

東家の宮ホ流儀并也経信も此抄を

用ゆるかし

蓮心院殿書

古今集ノ経年何　并古今大旨とも貞徳様の年

此ノ相伝抄よいふ

古抄　作者不知　四冊

○古今教端抄　牡丹花抄　牡丹花筆の古抄四冊也　牡丹花の抄といへるも古い説法師の説なりといふ子正因法房説不可
知其持ちし方は古き抄を人に古筆を見侍の宗祇奥書有
作者不知に左教端牡丹花筆抄と云

箋注抄　十巻

○古今教端抄　宗祇　教端宗祇の抄也　所明法師　於揚と加
へたる書也　文明之年十月　八日法と言納言家所伝
之文選名　○三月には古今授并定大王平　所明云不
於てハ伝授の事[illegible]由[illegible]書也

延五記　二十巻

尭恵法印古今伝授の於く古今集を延五記とて[illegible]まれ
しかも延五記といふ

○伊勢物語集　○拾穂抄十七冊

天暦の御時にや、いせ物の集めたりけれハ、まつしきことて　中務

志られしらぬ人々の歌のかきつらねしを、古歌書まとめける

かたはらにしるし

むかしより名高き古歌のさまハ、本のまゝにて落すへく

かたはらにかきつけ　天暦御製

○今昔物語は世にひろまれるものゝ書にて、倭くさゝ

ハ自ら見るものゝ、あやしきやまれるし、今の本の中

なるよしあるものゝ多きハ、いにしへの人のかきつけたる

あれこれとしるしつゝ、その頃のよにゝ紛れき

ものとしるへき

伊勢物語古今集序抄　一冊

北村季吟清書　同じく撰　顕昭の古今集序註

顕昭抄の序と共に、源氏物語の抄物のおもかけ　○顕昭抄

伊勢物語古今集ハ、伊勢物語のよしを記したるものゝ註解にて、かの古今抄

古今集序名目録

堯恵伝授の書

那須家功御葉抄　五冊

○古今歌撰抄　素性作　一条院御内の抄本を以て写したる一首
の注釈を明らかに注解せしを今の冊とし見るに唐様なる

○今のうちこれは那須家功し御葉抄とてこれを一部
古今なとは作人の抄出もし抄し又これは注ぬ西寺石の
注ありて合せたるもの也それを以て写す出来しものなり
加し注釈よく見るへし

後撰集　異本

○東常縁本にて後撰集の異本或本より写　奥書云
以二品李部三品相伝本披見古臣書二首　伊勢物語亦業平
相伝ある本書写之後人或撰之為　直之先撰書写之
後撰集之奥書や不可　貞治貞之年七月　十二日
為家は定之流本書眼代亦功　戸部尚書　在京
同年　江　之者　に演会　左書　花之流

後撰集注　　一帖

二巻まて見しハみな人の物也写書もありしかと八年
のちかきころの写と筆とまてしかも又一帖是も同人の
作として後撰のうちしかも三ヶ所の奥書也しか
ちかき頃に此の物にて見えかくし古来例の注のかや
あんし又後撰集抄二巻古今集の十口抄にて一巻
ほかは十口抄ハ宗祇注にて新撰の系蒙のように奥書有
見ハちかき物なれとも後にかへたる筆を見まほしい
三ヶや集の抄にもあるし幽斎家の十口抄といふも
の三部抄の内にての一つなり

○拾遺和歌集　　廿巻

○後撰集序ある花山の法皇ハさきの二代の集にもれ
たる哥をひろいて拾遺集となつけ給ひて

○明月記寛喜二年○八月十日部拾遺集抄母子伝為
無絃琴不得之也
　　　　　　　　　　　　　　　　返事四月同時家
　　　　　　　　　　　　　　　　解返状

捨子抄　　十色

捨子集の十色の中より居原に住てえらびぬきて十色として
かうかいして捨子抄と名付て世にひろめもてなしける
其内に十色の外にしかられまいと思ひしきれは
廿一代の撰集にある古今集を初として十色を見るにこの十
色のおもひて詞花集金葉集とは十色つゝ撰まれ
ちりましさの後よ又は住ての撰とかつけいへ出来て
のちこの捨子抄を編集し九○こえしさて重もし
捨子集をとりよせし古いろは歌つき出来し今の
世に猶やすしれしてうしのそれきて新やへきことさく
あるに成いにいやし世にあるかきことありし

○捨子抄　　鈴木四郎兵衛
志しある人はよそへてよひつるまへてかはるつゐに見えるか
○捨子のまいらふかし

○拾遺集

○花山院御在位の時 自撰の也 集を撰
へし後拾遺ハ集といふなりき 抄と申集といふ
例のなきに此異なり

○古今拾遺集ハもし六巻ありと見えぬ抄の外に拾遺集といはんかため
まことにしるその事よりか ひとしく拾遺抄と云ふ十巻
御集ところありとて世にこそ申ハ抄に見えしこそ
その後よみ人しれし勅撰集の目録今に此の抄あらひ
て十巻つくしせられし これを一の後にこの拾遺抄の拾遺
これしかも重撰集にも其中の世の一首の古今後撰の六巻
とめらる 抄の古今昔のことを見られハ拾遺集ふとて 今も重
ることまた花山院の中に拾遺ハ集しいふ 今もなつ
まで抄をと申とて集のハ十一首の総数ありて

千載集

○明月記云 寿永二年七月 千載集正本 於宮寺目
武士乱世 及年 於之云 於華洛正統 後代 奉納之
候ハ頻及下文 中にて 撰てと申集之
○寿永七月 千載集の仲に撰被撰 上帖被召学雲
々撰者 俊成卿 遂に俊成 奉撰集 自六首
千今日 上帖書 下帖 以集 撰 年月本
御請事 撰者撰 不被信用 仕候 被撰 今ニ
撰者事 任当 存ハ不被ニ 功人 例 撰
事 撰 人 宣成 請 於 奉 之 文 不て
に別之 ○入りに 千載集 下帖不 書を
切し集に 撰 根 也

○北條九代記曰新古今集成元久二年九月廿六日竟宴
後鳥羽院被召て新古今和歌集とぞ名付られ竟宴な
ども行はるゝ此中に新古今集は去ぬる三月十六日撰集し
同廿日奏覧をとげられしか後鳥羽院猶御心にかなはずとて
しばしば人々を召て和歌の道を継ぎ藤原の家の人々
とも撰び入られしかば御意に叶ひつきて千載を経
て和歌の道の盛なる事
あらはし申されける新古今集の作者にて藤原家隆卿
おほく歌を撰まれし集の作者に入られ侍る人々多くありし
の中にも此集は後鳥羽院の御撰にて御心を尽されけり
まことに此集の世に伝はり上古をしのぶ
新古今集は古今集に劣らず
出給はず御代々々の大なる御事なりとぞ

新古今和歌集　古今

勅撰新古今集
○撰者源通具・有家・定家・家隆・雅経等勅を奉りて新古今集を撰進す
是新勅撰集は後鳥羽院の勅にて撰ばる
ほか此集は
○今案ずるに明月記にいはく新古今集を撰まれし時日毎
に勅定ありて百首歌を召されて
去年より後鳥羽院勅定ありて此集の中にも
人々の歌を撰まれ今の世の人の常に口ずさむに
るものは、此集の歌を撰ばれし
るものに候、
ぶ　拾遺集の歌もあらはれ

新勅撰集
貞永元年○に後堀河院の時うけたまはりて中納言定家卿 撰と奉る
後堀河院と申は後高倉院の御子にて太上天皇とは申ざりし
の御子にて御母ハ持明院殿とハ阿波院と申御まへにて
十一年の御時に即位ありてまゝおはします 寛喜三年○にこの集の御
沙汰あり○貞永元年に定家卿は後堀河院の御時に勅を奉りて
撰集にはじめ(?)給ひける時に定家卿の新勅撰集と名づけらる
家に伝へ給ひて世をおそれられしに この三代の御製をば六首と
入られたる家の歌ども入りてひとしきこの集に御製五首入られ
ましかば前人の歌は入れざりしとかや
いとしかりける事の例なり 明月記文ある日記にはそのあはれなりし
ことはよくこそあらはれしと申

新続古今集
○南朝紀伝云 永享十一年己未八月廿七日 飛鳥井権中納言入道 藤原
雅世新続古今集を奏す 此集は南朝の後の二部の撰集を経
し 亀山院の御製四首 花山院太政大臣長親 法名耕雲 明魏号 和歌の
達者なり 此人の歌六首入らる 南朝の宗良親王をはぶかれて
明魏法師とかへられ 明魏の歌六首入る 後小松院の
之所に小倉殿の歌一首にてはとのまゝ 南朝小野の後たるを
まぼろし
○今案ずるに此時小野の撰集は南朝の和歌所とにかくあらず
南朝にて此時新葉集撰ばれけり

○江戸の雑談（老人雑談なり）上五十五の町人西村といふ者年の行事勤役細川
出羽殿求められし時由自跋拾得ありその時主人の費るや今ハ
蔦丸家にて何

新葉和歌集

序ハ後醍醐天皇の皇子宗良親王之其の序なり言葉に其
御の心あまりてちりてし三代の後集つらく和歌の浦の玉
に拾ひてハ七十のきかれしたちぬらく拾ひて玉の光りに
定めし昔ハ数くの言の葉もしきしまれき人と言の葉の
道の深めて今ハ世の言の葉あさき歌もおほかれハかくてなむ
人ともなき世ハ末の世までも猶さんかくえらむ和歌のみち
おほくの今にいたりまで世にこゝつき年ハ五十年のつもりの文
をさへつくしみちかはりておのれはつかひいつやうに宗
よしとおもふ心の花をあつめての人の思ひのこゝろをさま
てらとも思ひこそすてゝそのいさゝかもなく千首四百ちか
またあまたつらねて新葉和歌集として見そめかへしかく
えらひいれむとするは只その内のこのちからしつさちるは天

のちひろきまてわかれ物しおもんするハ思ひもよらくきに行ぬ
とそのうさうに今勅撰ニこそらうへきよしのこのうたをかく
かうてたむのさいそいてまことえけんの後撰にゆかれう気
ましれて下ゆいふあ出して下知えん〇土りニうちと参まて
云々
〇今集ニ見ハ南部それの勅撰して　六十一代集の外之　下知
も南部の〇あつめて水化の水法之年也

新撰集　十訓抄　貫之土佐へくたりけるにのほりて二ハ
のほりしほりて撰はてぬさきに延長八年〇三月に主上の御事あり
まつて新撰集〇上皇のきさき帝さまをまちて崩御のおもほしかれ
さかの仲の詩歌貫之穆雑偶将乃上ニ事橋山設杉悲雲之
新撰湘濱秋竹悲風二声日幽傳懐之惆二今ニ慕起
これよられハあかてやまれしこそれよりこのるあらひら今の世まて
たまひの新撰髄脳とし　あおもよせられハ彼作のことの之

萬代集
宝治六年の冬まて撰　まて物かし　ハ十余年あまりとれ

○青葉集　撰者しれず　詞花千載の比の人のよみし哥
をとりあつめしなるべし　世にまれなり

桂園風体集
○東府源性（?）　寛政十二年於須倉桂園風体集と云題を
人々種々の撰ありて申　東遊の外高名など　書ハ景近
こすゑのやうすくしいかゝなりきもかの雅をかくに申ならぬ成る
ほとしらぬを
読ひとすちよいとふそうしき　世中のうきことありとはしもてはやしきよとも
○三年まで遊ハ源の出世や

○東風体　桐陰撰集之　同上一寸部あり　享保十年の人々をあつめ出来て又撰者
さ作手あい
○柳の東風をあつめの本ハ東風流とよばれし又宝暦十
一年作者村て三郎　中ことの事よし　ととよばれし
あいたの中し　東風とよ

新後撰集

○言葉集一後撰集は撰者いろいろ世の人の用ゐ侍りけり時
よ後への家仙洞作にありてとさしおきて新法せられける左
よこの新後撰集は続後撰の作とやらん

○この新古今しくいふ書は自郷にては先と嫉とせる
しやこれより後にはかれこれへてしれもこの前よ
附ることといふは中よ人々か家には昔郷よ嫉りて孟子
おしとて色けるかいしゑし先の柳子原か新古語
なしいふおもいしゑしこの新後撰集の序は水戸
の家よりのうつからんし　林葉撰集し　執られけり

唐書ハ宋の嘉祐中ニ宋景文欧陽文忠の二人ニ命して唐
書を脩めしむ　此時旧唐書続して其人等の唐書ニかきれんと
上せしかとも年の初めに入られさる故ニ新唐の成れるニ
及ひその隠蔽を指摘して此続しても猶これを作る
て世に行はるゝこと明に撰摩録ニ久しく文書を通考
すも唐書紀傳凡三十巻として出せる其ニ此南渡の今ニ
傳て撰ことしをとしてもって版ニせらるゝ世の書語也

雑文載集
　この作者ハ不知

雑筆集

雑峯白集

峯白雑峯白詩解　一本
　後人の作なれとも古今の詩集を編め

古代六歌仙集

○仙覚万葉集註并一ハ此集共六歌集の家被撰しも 赤人
六歌集共古歌 柿本人丸歌集 山上憶良類聚歌林 笠金村朝臣
金村集 高橋虫麿集 田辺史福麿集や 此外大伴家持 家集あり

柿本朝臣人麿歌集
山上憶良朝臣類聚歌林
笠朝臣金村歌集
高橋連虫麿歌集
田辺史福麿歌集
古集并古歌集

今謂仙家集のハ作し
此集も新るへきものなし

三十六人歌仙家集

○河社 契沖 三十六人集 万葉集よし 古今よし 後撰拾遺
このおちかひてい侍る みそち むかしの歌人をえらみ
てさられたれとも 古今のうちより いつれも歌を出し
ころふいろたる家々の集めけれとも 何を定めし集
なるの中よりもえらふ集めけるたよいつ あれよりいつれ
つらきまりやされまして撰よりつめしるハ新しのこ
らさりハあらん又家集表撰異も是文 拾遺三方
ありし源氏又大家年を除し後年のいつれ 中まりしき
後の作をと つられするか かきまなかつたなし 是ともよ
そちあり

○千載集雑中 大納言實家のもとに三十六人集をかりて
かへしつかはしける中に左大臣の歌に書てつけ侍りける
うしろさへおしつけられて書つけける 太皇太后宮
三十六人集
かへすとて あまのもとにかきあつめたる言の葉を別し秋のかたみとぞ見る
二のもとにかくしるしたる言の葉をかへしもとむとおもひけるかな 藤大納言實家
○今案に 三十六人家集 仙家集のこと物に見えし いひしらや如何
あまりつき

人麻呂家集
○河社 續仲人丸の集は ひとの信じかたき物也 海(?)
集の中にまじりたる歌もあれば 千首のうちに
乃名によみたる歌は ことにまぎらはしき物のまま
のこり延喜天暦の頃の作者の歌あまた見え
まぎるるにや 海まれにその時代の歌もまじりけり
これ拾遺集の歌にもあまた入りたるも
芦鴨のさわぐ入江の白波のしらずや人をかくこひんとは
これは新古今集雑に人丸とて入たれど家集にはなし
しらぬとはいかに恨みにくの家のことしられたれど
このたびはかうやうのふたつもとめてしたに
むかしは和名集に續捜神記云 鼂支少時家貧常照射
見一白鹿射中之 明晨尋蹤血矣 今世俗云照射 もとは毛之鹿血没加利
ともし目や肥前の中たちにとらせけるかりね 今も田舎に

○仙覚万葉抄ニ曰 凡此集并六箇集の中被撰之也 不知
作者六箇集ハ古今拾遺人丸歌集山上憶良類聚歌林
笠朝臣金村集高橋連虫麻呂集田辺史福麻呂集也

○紀貫之家集
○後撰集十八雑四 貫之か集をかりて侍けるを返すとて 読人しらす
ひとまきにちゞのこかねをこめたれは 南院法師
人こそなけれこゑはのこれり
かへし 紀時文
いにしへのちゝのこかねはかきりあるをあふはかりなき君か玉章
紀時文ハもとよりまつりける
かくしける昔の人の玉章をときて拾遺 清原元輔
二のみこ之輔家集のしかも貫之か集を人のもとより
しまそうけるくらゐにさきふかりけふつかひしをかへして
二のみこのみてかへすてそ神楽 世の後をとはむ
○今按に古今集に紀貫之家集ハ云々とかけるよし 又元輔をこ
のちに出るもしよそのゆかにたしかに侍へし そのちり今の
の物にきこつなまゝの夜あれハ後世の人のかきかくおさハ
うしなひけるにや

壬生忠岑集

○壬生忠見集これの作也こゝにて又忠岑か子なれとなし
はしめはなはつるに名をたてまつれる
ことの葉のちからもかなくしゆれこれは昔の人のしけつるこゝろ
思ひ代々さうゆさへし足ひやうにすまし物をたてる○の人
○今事はこの詞也の才満ちてれは父の心を至しかこと
たゞんのこゝろあら撰集などに入る今おもふは
ゆめおへきなるのるはかきくの物にはあらて後のなら
はつめしるもしつんえんてう

麗景殿女御集
○六百番歌合　寄海人恋　顕昭
あしたゆくいせのあまのすてころもしほたれぬとやきみはなりけり
俊成卿判詞に於此女御の歌まてにありと見えたり伊勢
物集にも御撰集にもまたありにけり伊勢女御の歌をたにや更
まれ歌にあきらかなる海人のりけるに娴ハ
撰集の歌也
○今案するに家本のはかにしたるは見えぬもの哉
かくるにも今のかはかきかへするかなへし

兼輔朝臣家集
○後拾遺十八雑　家集の詞よみかきつれるを　兼輔朝臣
花のちる紅葉のちるもかきつめてこのことしきりやなからん
このうたは本集によみ侍るをかしる

伊勢大輔家集
○後拾遺ハ　伊勢大輔か集と人のこひけれはつかはすとて
つかはすとて
たつねをハかきやりてもあつめけむ　康資王母
昔の名をれはいまそつけつるそ

拾玉集　七巻　慈鎮和尚家集也

同奥書云
和尚御詠数万首
載之于百首[illegible]此相哀之[illegible]今所持懐紙[illegible]自筆
撰集[illegible]拾玉集之作　湖月丸令清書之先師[illegible]
始之後経十九年于時天下[illegible]草世上[illegible]許可[illegible]
之[illegible]全部令編付[illegible]書写[illegible]法
天台[illegible]和尚之[illegible]也不堪[illegible]尊円親王
時貞和二○二月廿二日　前天台座主　尊円親王記
ありし[illegible]ききて[illegible]御よのこの玉ひろひ[illegible]
湖月丸書[illegible]時[illegible]墨[illegible]
いまし[illegible]の和歌の浦[illegible]かきおくあとやのこらん

長秋詠藻　[illegible]俊成卿家集

○奥書[illegible]
[illegible]
[illegible]長秋詠藻之以下

曾丹集

曾根好忠の家集也 好忠ハ丹後掾なりしかバ 曾丹後掾といひしを
又略て曾丹と呼ぶ かくて つゐにそしりいふへきよしいへるよし 俊頼朝臣之
ことなり

拾遺愚草 并拾玉集

○拾遺愚草 拾遺愚草ハ定家卿の家集也 不入分 拾遺集にも入らぬ也
その外のものハ不入 員外集ハ 二百首計も 員外にはけずりし 又
一首をも入られし

○慈鎮和尚この集ハ 青蓮院の御門跡の御家の御作によりて 拾玉集
しるべきよし 勅定ありしかバ やがて その御名をいへり
御和尚のうたハ いかなるものにも あまたあれども
かかの御ことハ 人麿赤人にもおとらずとぞ 世に申す
るものなれバ まことに これをこそ このたぐひもなきものにせめ
きよしとなり しかれバ ここにあつめて 今の
世にも 此集の名を残して かくれなき事とぞ いふ
へきとやすらん そのいごく 有らんとて 是を出せることなり
すべて凡そうし 旧日記

○東常縁ハ下野守 六月 集 拾遺愚草 定家の家集と 拾遺愚
草とハ 和歌の前の時 信みな 伝授 其の 家 系 と 拾遺
とらハさ

秘伝思草　頓阿法師作る　頓阿家集
○此條九代記に隆長と云○ものより狂言師也連哥師也
より出たる○と○称せるへる和歌をあつめて秘伝思草
と名つけ侍るよし○称す和歌のうちにある字首
と拾ひ出し作者のはからひ以て宜敷て其家
の名所作者はまるとの中にはへる人の耳目を驚かすへき事
家々に所有なるへからす藤原へせられ侍り
和歌雑波　三条右大臣家之流京大夫定家より中有楽宛待従へ
伝らる也

遺抄集
相承の尾家集へ　四巻　別名を遺抄しいふなる

兼好法師家集　一巻

頓阿法師家集

二の外に双林集ハ三巻にて　四巻　和哥深秘抄に云　頓阿家集とハ宋代

恩草はよけたし外草庵和哥集続草庵和哥集なともとハいふの名を奏し

といひし　二まきにて　武家にて頓阿しるしいふ

玄々集

○後拾遺集序　藤原通俊　この外に古へ今の名有人まか　藤原公任

あつめて一巻とはつめて　ふるきまじにかきてとゝいふ

今玉集

○後拾遺集序　藤原通俊　この外に古納言は撰ひて　今もたへ　藤原公任

まちかきうらよ　すられたる　歌をあつめて　二つものゝ集

とちん名つけゝる

林葉和哥集
俊恵法師の家集也

遍照寺宮御集
後白河院の皇子道恵法親王の御詠を家集也

建久歴雲記分
竹風抄源

六月十日朝より
出し候へし
御室殿

玉葉集　一名玉葉和歌集　又云玉葉集　又云桐葉集

この集ハ鳥羽院後鳥羽院の家集也土御門院抜萃ハ桐葉集と申す
つきて後水尾院の御時の桐葉集と混乱ありて集ハ人のまにまに
末への写本かけるものにて御製を乞ひて御作をしてふまつ一部の桐葉
集一名玉葉集とて更に内の書物ハ末ちくちくちに桐葉の集也
勅諸家五二暦癸巳秋照了後王道是法親王ハまた撰
御家集三冊ハし　秘蔵又別に此桐葉集を撰ひ一小冊に仮名細
紙に記しき勅題候ハ何之定新書や臣等略写し傳中鈔
是や　寛文三年癸卯仲春上旬日　交野内匠
此巣
二月奥書より候後水尾院御集にて玉葉ハ仮名書きをきて
この交野内匠ハ歌言にて人のたれにいふさや新しけれとも之なり
しるして秋歌を少々すつきものく

雪玉集

○南殿之御事 第二 雪玉集しらの名ハ聴雪集しいへ逍遥院

二條后とも申也いて 雪玉集と名付られし也 かの集ハ三条西

逍遥院 大納言実隆公の集也

碧山集 ここにくはし

京極前摂政家是也 前摂政良経後京極摂政家にて二條宗山

への家督をして二条の雪玉集と同じくて おりもちと長嘯子と

いふ家集ありて此比惺窩等をなとも法華寺をもて兼好なと

よしかの父集より碧山文集もつくらる

廿番右 三位顔のうちに

夕つゆに袖ぬらしもせじや旦くらしのあらく侘きつらしかきてせおらく

この言葉を源氏物語の若菜下乃巻ちきりにかりそへしさへしきハみへんと

よひよ源氏物語に云るハ廿四番の集の二十首也と見ゆるよし歌合ハおし

くて

きかしさて父けりしなられ給ひも わすなくまいハ今中かはし

といふ言の葉とちと世に見む本の陽にあきらさ 合のころハかきらさる

し

○白きん集
栂尾の明恵上人の歌集也 次郎作十二月也

○漫吟集
契沖法師の家の集也

冷泉為尹卿千首

信田森千首
南朝皇子宗良親王の御詠也

宝永和歌千首

享保千首
霊元院の時にて享保七年より詠吟に添しめられし千首也

堀河院百首　初度　後度
この時ハ百首二度によりて初度のとハ太郎百首とよひ
後度のとハ次郎百首とし申し　初度の百首ハ権中納言匡房
公実卿の勧とおなしき流鏡によ　基俊よ堀河院の百首の歌れ
あまりに昔らんしかとも　題目ハいつきまかりつるを中に其のもとにれ
のこしてすひきたまへきまゝ侍りしを　この歌の
以下莫の歌ちゃ百首の和歌ハ十し初度を初とするよう
上ありし冷泉院の末家の百首しまするもそれハそれよりあらめや
記為の百首ハさもと初とすへきなし　冷泉家にはかの末家百首と
初しされや初度は権大納言家卿の詠進へ或ハ後度
百首ハ永久四年の題にちなるし　基俊にてよりて

○古今百首の歌此撰集に入られしもの二百四十首余あり

金葉集四十余首　詞花集十首　千載集七十余首

新古今集十余首　新勅撰集十余首　続後撰集十余首

続古今集七首　続拾遺集二首　新後撰集　五首

玉葉集八首　続後拾遺集八首　風雅集　十余首

新千載集七首　新拾遺集　十首　新後拾遺集十余首

新続古今集七首

夫木和歌抄二百余首入り

続詞花集　未考

新葉集　未考

○太宰百首作者百首同じ一本十四人今見る板本異本十六人夫木抄なし或本にとり十六人

とらぬ本あり

一名今撰とも

○続世継巻之二六条の宮の御時のおとゝし十四人に百首歌おほせられてよませ給ひ

ける男女房ありし歌人々にもおほせられたる人々あり　匡房

の中納言なとまゐりけるにや

○今案本作者人数十四人とは

藤原公実　大江匡房　源国信　藤原顕季

藤原仲実　源俊頼　源師時　左京基俊

隆源法師　肥後　紀伊　河内

○異本十六人の作者は十四人数の外に二人加へたり　源師頼

右二人の歌数年の百首の古本までは十六人なし

神祇伯顕仲　永縁僧正

さて十六人の作者の本古き物なるべし　新続古今集夫木抄

もしそ作者を国あらはれず　続世継に男女房ありは隆源

永縁をさへとりぬれたるもし　先ハ古本あるべし

別本作者十六人としいふ中に二十六人の内神祇伯顕仲を加へ

さるゆゑなり

○玉葉集中に見えたる百首和歌は 伍一仍僧亮所代の陀鶴見伴百首
言絶房和大納言俊頼卿の詠とし けるを 入道家隆
と[illegible]云々 可追幕府に[illegible]

永正十年 撰日 [illegible]

梶信北辺屋子

○長倨百首

この百首は後京極殿のよみ也 のちに[illegible]とりかへして長倨と仮
名づけられて定家卿に見せられしに 合点批判ありて 後にさる事
なりとて あらはれし事と聞えしかども さもあらず この長倨を
仮名にかへしと いふ事に 明月記に この名のくさぐさ はいへの詳
なりの人の あらはれしと 定家卿の人の名として 見えしかも 出する
へしひとり大仮名にはあらずや

○明月記 寛喜三年十月二日 天徳御京向之出後抄院 予拾く
○この記は玉葉の中なれども 年ごとの事にて 定家卿の
年よりはじめたれば それより日記と補す
○同上記 貞永元年二月二日 親行朝臣 彼所持之一冊来 前れて 従来
従
○同上 天福元年九月八日 被為謁 被申 従来 [illegible]

七編前九ツ今一ツ更ニ十二ハ公ニ為信之こと

小條氏家百首

○小條氏記六氏家百首の目録を京都へ上せられ遣
さ被度合点とことよりのひぬ

定家卿百首和歌

源行遍加賀乃守の語りしハこの書の〻冷泉為久卿
とん○云りやとこ覧しきてや〻世ニ伝へ云る所たきも
のなきしきもって京極黄門の詠しとハあるも
とまされましく

新続百首

○相模守殿四仁木首二同
一次　香川百首
此新続百首之論を満たす為ニ新続百首詠格にても二首例
而为人ハ末だ考ふし元ゐて百首新論の作ハ猶しもなしと観百首新作て詠へ
出されたし為之ものハ末生歌によりて之沙汰ハ未や

字題　定家卿一字題百首

○相模守平三條家院あそんに仰せ題のかへ定家卿の一字
題をとう仰せたしかりハ雑題されとも今まの人作て
ちらちつけまう

沓冠百首　ふかくやつ

○源順か志四沓冠ハ堀川院の後彦京為相卿十首の下知に
の沓冠為相源順か下りし時詠詠畢し臨ん後ち沓冠
と云也沓冠百首とし為相の家にて今まの沓冠の様歌
をハ為相しり始しいて

四式

喜撰式　濱成式　孫姫式　石見女式

○歌の式このの書ハふるきものとてそのころより濱成式の
ハふるき物とみえるかのもののハ偽作なる事疑ひ
なし歌の本と撰せるよしいつれも同しき備すて
ころに従もいとし出の然ハ書ありて今世ハ再ひすや
しく

○千載集序　藤原俊成か　宇治山の僧喜撰といひけるなむちかくらきの
ことよりところけのうりて大和哥の式とかいひける集
そとこふ始りけれ昔のあとにより今この歌まなひのまことうつくしき

五雅脱

○相撲評判 四　仁本前ニ同　作者不知　新撰雅脱ハ文章ナキ　三乃段　後略
年のまて年段　不動にさかハ話しの手まても未見及ハ

和歌割詞

○東寺法一　式人のうつ傳りしせいのこともとして手連ある
物を見ハ一言のうちの世よ恋寺といふ物語の事をとりけて
よけまたる物とまくとこのときそれ物をへ主家の作とて名あり
井大乃皮神とてもすてかれ例のすへしこれハ物語よ源ありて
ハ不在まりきこさ割のことをとて手つねつるハらと思ふ
へきにあらすて見問思とも身の都しかきまするへハ人うち
ありし人よと出したしハ割のこと少そすへきし　さんなく
きこと見ハ例本物語を
○同五冊　源氏物語の子すまくさし恋寺物語よ注合の書
[illegible]

和字源秘抄
水精斫光紀行に 壬戌年刻十七もしも小歌数種とのせり

八代集抄 木下傳
○續後撰集 雑下 十七 為家卿の時八代集抄を四季部上の傳
きこしてかへりしとてさつかきとそかきまいらせて又えらひ
りし和歌をつきつきもかいてすくれたる [illegible] 中原師季
よめる [illegible] 浦風

三五記　鷺本末

○未来記并三五記の二書は定家の作にあらず　鷺の本末とて
二帖ありといふ一帖ハ上一帖三五記一帖愚見上下帖之愚秘抄之ハ伝多
後人の偽作なりけり同しく是も定家の言として可用ひられけりしかの世にも七夕
の時又何かにたはけられ愚中度々家の時神て家伝しよ今の世の
秋のよき歌に付てとりのあたりまて厳蔵せられつ亦まて先づ一
法語門より渡りける他の鍬之上たりハ二ツ時帝より系統して或し
ま言渡て七夕の時ハ帝書家にて申し嘆きし家の源人不
可となる事る除し天国を相伝
無月抄　一名定家庭訓抄　一巻
定家卿関東に下られしハ羊えの内々所業　書の奥書のこ流
為世王のよし伝説より当人の無月抄と名付しく

歌の故たゞく

○定家卿第一家の故綴しいのちとの道人やんのせられたる
まし(?)の相伝の歌抄ハ秋の記釈(?)并後よりの人の達人あやうに
法花(サウブ)無きとて小笠(?)持しきたき清(?)ことに

九代和歌　二代しるのやまとうた
○後拾遺集序　藤原通俊　二の外古今より後のうたを又これ
しるの中よりうたを撰て入まし

年中行事歌合
惟宗允亮歌合　古来より八閏月まで五十首歌合としてあり

詠歌一体
詠歌の大略といふ書あれと為家之といへり今は伝はらし

和歌六帖
六帖は三部あり其一の初は白楽天の六帖にならひて兄氏の作
補して兄氏白氏六帖ともいふ其次は万葉の中よりえらひて物を分ち類
をつらねて和歌六帖といふ物をつゞれは紀貫之の女の兄之
みなかよりつゞめまとむる又は女の書といへれと古人もきこ
しるす是は万葉集より其御時の歌を撰
六帖ともいふ是は古六帖の物よりちらひかはれと歌をかく
てふ人の伝もなし後京極摂政作　信実朝臣作家隆卿
後京極摂政良経公　藤原為家　九条三位入道行家人云　信実之後鏡二の外之まゝ後は
いるなよ現存六帖といふは上の二部とは同しからす
人のよ世のつね此は現存六帖新撰六帖同じ為二たのよしみ
るまての作をこれとは　らぬ二部の六帖を合て十とよ
和歌の進千載集を氏東還の作れる為和六帖といふその歌
是は白氏六帖にならひてのことは和歌のもとゝいはすは同つらぬ

2

自讃哥

○東常縁か云、自讃哥の事、西行上人はしまる也と云、不審なる
なれは上人建久元年往生す〔西上人往生今違と 建久九年と有〕京極中納言の
哥は建久四年の六百番哥歟、又建仁二年の三体哥をとて云
入たる上人は往生後也、されは自讃哥の可為人数にもあらし
都は宗祇上之所にも是も手懐之書 並不自讃の哥をと
ひかへ置て今は人数たるゝ昔まてに伝わりき 不明なる
ありしを今年 頓阿語の年不も 古ハ又一二首之 西上人の哥
製撰ふかきる十個の作集ちこと 世には皆讃らし まして其の
清濁一向なし 可秘とぞ

○拾玉集云　文治二年○二月十二日よ円信上人の成仏おとろふ
おもひつくねまにみてまいらせたりしに多くたうせサのきえて
ほかにさよしなんやのもちのうちにおきまつりし事とまひ
つけて　麻葉一首の事とく申送りし
君こそやそのきはちかきといひおきて調ひて入の縁のよ
風にちらひくめの綱よさらひめし今の縁は宿まりられて
ちちゆる雑によたむくりしやつかきねわめつみとへ出き
これハねかひくハものりしそつられしあんそのきはきのあはれ
のこれしよくかきそえれよたうのあるを世しはなれしけ又
まことに冨士の綱の紀よきこえて何しあるぬ我とらふらあ
まこの二三年のふるよみすりこれそつらかの自縁おほし
こうとしみちるてし云く

○
七玉集
井桂抄　延長七百首ハ　左盤井右里実氏　衣笠内府家良
九條前内府基家　号鞍及　民部卿入道融覚　為氏　行家
寛元

○二条家の三代集

千載和歌集　俊成撰

新勅撰和歌集　定家卿撰

続後撰和歌集　為家卿撰

二の三家とハ二条家も冷泉家もそれも其家の三代集といふ之
ことにまうけての三代集とハ古今和歌集後撰和歌集拾遺
和歌集をいふハ其和歌の家々にハいふ也

續撰吟集

○續耳底記　續撰吟集といふ事いかに　和歌所にて撰集に任せられし物

伊の撰も不知ん

今の撰集の撰吟集は不知の作といへり　世上の弥人沙汰し侍るなり

とかくいはまほしや

夫木和歌集

○東見記上　夫木といふ歌は為相(ためすけ)の時の人作りしと作りて

為とみるその為とも為相よりける為相の云　扶桑集の字を始

して夫木といふ　十二秘かにして　出さしむる師の接物

ならうて始て　等之その満人云々　左無

山荘色紙和歌　百人一首

このうたにつきては種々の説あり古伝の秘説なども侍るよし

いひ伝へられたれとも　まさしく明月記に載たる事を以てしるへし

中古二の日記をも見ざる人のさかしらの云出せしことなるへし

さることなし

○明月記文暦二年乙未之年也　五月廿七日　乙未　天晴　昼下

以下五ケ日書事云々　予本自不知書文字

了嵯峨中院障子色紙形　故予可書由　彼入道懇切　雖極見苦

事　愁染筆送之　古来人歌各一首　自天智天皇以来及家

隆雅経入道令書示之　今被撰自正哥五之者也　及下

被信云々　又信被取用紙書進之(…)

今ノ世小倉記　明月記ニハ開たらし　左様さるゝる

人もあるへし　此ハその次国に思ひし記に　小文暦二年　一二ノ

年の記定まりしに出させて明月記を補之
その後ハ人もしらてこの記も、ことハさのみ京極にもし給
しこのうたいにもさりしと越中の歌抄にもこの記を用
又此それの定基の家記にもこの記載られしも加
まして其の記ハ清の定基に逝去の後ハ封ともかふらん
しといふ事ともや

○嵯峨山荘色紙形　百人一首
定家卿の百人一首といふもの此山荘の色紙形といふなるへし
○落葉集秋抄
黒人之雲ニ乗遊在任の中央

明月記考徴　此引文改正記抄出して明月記を補ひて抄写せしを註せ
今ハ古註ニ備ふるハ其の略せし事ハ別ニ追考せ

四条院
天福元年　俊成卿卒後廿二年　歳任参已　定家卿七十二歳
去年貞永元年壬辰定家卿出家

十二月廿七日　中院居士来訪　此居士ハ俊成卿の女坊門大納言源通具卿の室にて具定卿の母なる通具卿室を嫁す

嘉禎元年乙未定家卿七十四歳
四月十三日　金吾除服為定卿父
廿三日　金吾乗輿行中院見中嶋藤花　相具少将為家ノ男頼氏来皆可在中院云々

五月一日　自中院一昨日招請館而依雖道遠乗輿入北ノ土門
出逢入道門室三人ノ子弟皆好士云々列坐東ノ庇ノ方
金吾左京権大夫入道在南面中務未考誰加ニ東面一座ニ
連歌一両半之間六郎入障子西方臥聞之下略

五日　午時帰ヶ入蓬門
廿七日　予本自不知書文字事　嵯峨中院障子色紙形予可書由彼入道懇切雖極見苦事一筆遣之古来人歌

各一首自天智天皇以来及二条家隆卿雅経卿一

右の紀を読ハ百首の撰ハ中院の入道の所為にて定家卿遂
給ひけるにハあらず二条家のかたハいとも秘する説ありて或ハ是を
難して定家卿の筆なり○まで此集○定家卿の公
世に伝り来れハ一族の人々門流の徒百首を撰して書く
あんやあらしさまずれ漢人秘家の隠ることよりまわし
定家卿の手沢を秘するをゆるさるへし名なき人の撰述百代
の證としるへきやハれしさる隠伝ハゆゑにまさぶれとして
定家卿をきたまふるもの人々これらも前読定○の紀の文言と照遣するよ
古来の人の詠み一首といわれ新注にしかまたの勅定知て百
のとくのたのかへんとすること世年年の撰ときにかくありて
てよりし人々も筆取伝説の事北のも定見てより文中にいふ天地の
名をし伝家法源寺の家山に今も中院家といふ広き地ち定家に
の所業でハ入道の旅宅もまたなしたまひてなるたとふ指示もすなへん
さかりにハ入道ハ定家卿の秘説にてんとう山荘も伝来あるへし照遣説
末むさして事々御流しくさうしつくらとえ定家卿其家をかつて宅地と宗する
ふすへきさまして右書の多くいふへかうるへき事も○ハこてよ云ての○て印字
のゆゑとなれらと思ふの〻　紀翁百譚巻四二十四刻

新百人一首

○江州金鉄記　足利義尚相府ハト部兼倶に御代
々を譲りし給め小椥野名ある賢の古きを伝せしも武将
新百人一首と云ひて云議記深く道具よこれをまし
らせられしらハ尭恵法印の書に随ひの一首の事をとそ
へらる
小倉山さうれつつありきくの跡より伝ありしのそへ是れ

新百人一首序

青蓮院二品
尊道興

百人一首は和哥にして古津の言の葉の道かゝるみち代々
乃撰集こゝろしらしめて源氏のうへしき新古今の
こゝろにまかせてよく世の中に流布せり京極中納言
こゝはみれいろはならしよ書とあれそその世まへ
のかそあそひも新しきあつくとこれこの柳の
糸のよりけるそのかゝれ家仁の歌ともことさらそろ
こしたつ新もろ書出ましさてうへききよし

候ふ侍しきに筆はいつきあひ墨つきいせのかゝみつ乃
めちれぬ書様なれん二乃も乃ひとつこれそ手本乃
さうらふよし候へきさうらふ…めつらしくも　あるまうつ
にもひきつてさる天えひ出されさる哉し　さて又しかく
めてたきいつるよ候ましひろく末の世まてつたへ申へし
あて〻は申さたと申出して給そてゝ候し　これも文
たのみ〻こかたは申まし　たさめとき候へとなきや
ちゝ記しきこゝろくきます　あるされともみなかゝ乃

めにはやるとこさて二条殿明にはまいらせ候こゝろよ
まくしらく
とふやうに作るなりしいかゝ候はん
あふみも二度ことはまいらせ候これ

右按察使家集出

六哥仙

○是ハ前六人の歌よみたちなる人の歌をえらひて一帖とせら（中）
れしハ大納言定家卿にて好まれたる古今和歌集の序に
六人の歌を出して評やきをやられ六歌仙といふその六人を文
かまへて六人とのべられける前仙といふハ高乃牡
手習ひ源中納言歌ちかくや好ちなんそれこの源氏六人歌仙を
書人の撰ひし左小町の筆といへされもその撰を
まいらせけるこそ本の事を知らんにすちいひてささう

藤原公任撰卅六歌仙

○是撰は和歌集等古細にも公任卿みづから明所むつの歌人をぬき出てこれをたへなる歌どもをちゃうちゃういでたちとかきしるし

○今世にいふ卅六人歌仙是の類百五十首といふは三人四首づつ書出されしなり又ハ百四十四首なれども加ふる数はあるまじくつき成類は古今和漢の名ひろめれハ後撰集の本にハ百五十首しるされしなるべし これを世にハ古卅六歌仙の歌といふなり

藤原定家卿撰 卅六歌仙

○明月記天福元○七月廿八日此日及家隆卿撰卅六人之内是不動尊元良今昔歌云 南朝小野小 撰共其上三首を勅撰之御法一首傳御事之事請之由見 建保之集重家撰之嫌猶也撰今世も此 後人書此時定為也 其心得也 又以此部卅六人同撰と云也

九条大納言殿 探題の始

○明月記云 天福元年八月十三日 九条大納言殿探題 出題人公書

子東坊信実朝臣 講師又兼左府 読師前宮内卿 へ

探題和歌も此時忽ち興りし也 比探題之始や

千載和歌集 地下の人の歌をあつめしもの

林葉和歌集 林葉集 藤水集 難波ともて薫

拾れ也 ことわ和歌集 此集の一本 歌の跡

歌林良材 一百首 元禄十二年の春より同十三年の春まで

土佐守細子人の歌をあつむ 古今の人々も入て 萬葉之後

江民新梅之撰 梅枝桂山 あつめし ものぞ

三代集句歌

後柏原院の勅歌のよし　此集大概之序可被給られし

四十二番判事　きのあらそひ　一本

昔ありしは都のおほんときゝや、おもしろき女のことのは方
へいひせちにちましまけるに二月中の六日のころ後京極
桜は夕をこえて一ツぬ見るとそく御の柳はうりえきの気
とこそいふこそいふがされよういは夜あけとおもふ春
女の花もけふは来し秋とはいふれおとらぬこともあれども
秋のしのかをとゝめとこそにふれてかなしきは秋の夕こそ
さあらく宿りは春をとゝまれとの秋勅よりは秋をとゝまれと
はかなくもこそてんくはれいくよ定めおくまやと候せこ
とはれは中の女の花もうこととのうすゆよ
おぼえるはとふそころといひあるらんひとつよ秋とちめん
とぞ申して小侍従の思ひしてまいらせのことは候
しそ女は秋をとのまれむこと申ましにとて気も

やまとうたハいろ／\よみつれし　おほくめてたきこれ
を初として四十二の物名ハ数しらすして古今集ハた
らぬ内侍のすけ藤原のよしかれハ古今の
集のみなかみの御中まて古歌のことハりを
しそ中宮のかくとおもひとして今四十一ちんハ
其后後上人へし内侍のよりけるのちの清行の内侍
より　月の歌し雪の所なし
後電ハすゝめたりけれとも哀れの月ハくまなきいみしき
らし四十二首略し
今集よりし物名の歌ハいにし後の代の物名藤よ古
良の弟しやせしハかまへて作り出しけりのちに
玉ハ小町業平の後花の歌しいすミ作て
其ハ源氏物語のうちは源氏物語のことすゝれハ実たかく

時代不同歌合

一　新時代不同歌合
藤原為氏卿の作られしとそ

歌林良材抄　　古歌林にいふ　　八冊

○倭耳底記ニ歌林良材抄ハ山科大納言にて撰とてちらぬの
さてハ

二八明題集

此集の序に到十六巻まて二八の名を解しざるに似たり倭文を
比倭集一巻まて十六巻の数よりかるをもちて御所に二八と
名付しとの旨ハ

国華集

本集の倭集也全部ハ闕て僅に五巻を今はみゆるに
この序文選第二西京賦張平子徒恨不能以靡麗為国華独儉
嗇以齷齪忘蟋蟀之謂何○注李善曰国語季文子曰吾聞
以徳為国華未聞以妾与馬為国華とはんしとの本ハ国語より出たり

本朝文粋　　十四冊

○活所遺藁三　読本朝文粋有感
文粋後抽文粋中十餘巻子丞雖甚一篇封事少人識
日月争光菅相公
日巻九　新刊本朝文粋跋　今略之

兼好集　弐巻
自分の詩文をあつめたる也　其体相子今出川の道求か
作りし詩この外にもありけるなり

菅家後集
○古注云　菅家おとゝ大臣まてあかしまゐらせてかの旅寓にて
作りける詩ものの外て後集と名つけられけり

日観集　二十巻
○蓋簪餘録下　東涯　天慶八年乙巳　大弟成明撰日観集二十
巻使大江維時作序　其略曰　十人入選二十人成功名曰日
観集蓋取扶桑名也　其所撰者野篁良春道菅是善江
音人橘廣相都良香菅道真菅善清行紀長谷雄江千古
也只辨時代之先後不依官爵之高卑　○観此則當時名
文之選可見也　按延長天慶當五代唐晋之間　真遠雖傳
之中国乱離之間　恐無人甄別

菅氏集 道真
紀氏集 長谷雄
橘氏集 廣相
都氏集 良香

○延長四年丙戌興福寺僧寛建請附商船入宋礼五臺勅許之建以菅氏道真紀氏長谷雄橘氏廣相都氏良香近代名文士也請写此四家集以傳中国又依其請帝闕命小野道風書行草帖各一巻附建遣之 盍簪餘録下

野相公集
菅家文草
善相公集
江吏部集
橘在列集 二十巻

都氏文集 都良香 六巻
以文集今ハ二巻闕也了四巻のこりて在
源順集

懐風藻 一巻

経国集 廿巻

今伝はるは八本なり十二巻をかけり

本朝文粋 十四巻

今はうちに三巻のこれるをも欲しき闕きたる

文華秀麗集 三巻

無題詩 十二巻

○中古僧家詩文集 京五山等

濟北集 東福寺虎関

泯峨集 雪村

旱霖集 夢巌

中正子 中巌

寂室録 永源

賸隠集
雲渓
東海瓊華
惟肖
不二集
岐陽
流水集
東沼
竹居清事
慧鳳
鷗巣集
南江

水拙集
紅渓
京華集
横川
翰林葫蘆集
宜竹
半陶稿
彦龍
梅花無盡蔵
萬里
幻雲集
月秀
鹿角集
常庵

黙雲集 天隠
枯木集 春沢
梅渚集 雪嶺
三益集
雲巣集 永思
西遊集
江外集
驢雲集 竹居

空華集 詩集
空華日工集 七巻 随筆也
空華遺稿 日
義堂 釈周信 今案空花蓋義堂別号也

性霊集　弘法大師

○晋書　楽志　性霊之表不知所以発ノ詠歌　感動之端不知所以関于手足

○南史　文学伝序　自漢以来辞人代有大則憲章典誥小則申舒性霊

性霊集

○艸山集十五　答専順書(上略)公退日読何書乎余宗高眠之暇八渉獵耳偶読顔氏家訓其文章篇曰至於陶冶性霊従容諷諫入其滋味亦楽事也彼性灵集之題蓋取于此乎南山之文字間出于顔氏者有之矣足可證焉先日譚及此事因告示之云

活所遺藁　十巻

那波道圓号ハ活所と云詩文集を十巻ニわかち序跋もなし纔ニ遺藁を紙ニ入わかちしあらへし巻末ニ其子の此の墓誌を載す寛永二十年癸未九月十二日謹誌と印板ハ寛文六年丙午正月家譜系図ニ見えたり今この文諸の中ニつきて年代を考へ其人物を志さんとて那波家小傳を作る人物の部ニ出せり

老圃堂集

那波木菴の詩稿之刻本

白石詩稿
新井筑後守白石先生詩抄已而刻

白石餘稿
同上而刻

覆醬集
石川丈山詩集 十二卷 續集同又小冊抄本三卷同 印刻已成

草山集 弐本
深艸元政法師詩文集之而刻至

剛齋殘稿
江村宗珉詩集之已刻

芝山會稿
大高季明著述已刻

遯庵詩集
宇都宮由的詩集之已刻

桃洞集
江村宗流詩集已刻

坦庵之集
伊藤宗恕集之藏板

居間集　伊藤龍洲集　家藏
青白集　江村毅菴集　家藏
竹瀬詩集　江村青郊詩稿之　家藏
桐葉編　合原玄蕃詩集已未刻
竹雨齋詩集　余之徴著已未刻
釣雁亭筆　清水春流著已未刻
唐翁詩集　僧唐翁著已刻
鎌倉紀行　戸田乾著已未刻

蓼心集　度會勘解由著已刻
神皐遺篇　宮崎文庫藏書
廣足詩集
出思門上稿
芝軒略稿　杉原一清詩集已刻
鳥山輔寛詩集已刻
香軒暑稿　鳥山輔門詩集已刻　鳥山輔寛之男也
西山樵唱　入江若水著已刻
帰鞍吟草　筑前神屋亭著已刻

薔薇館詩集　荻彦章詩集已刻
雨新菴詩集　僧金龍詩集已刻
草廬詩集　龍君玉集三編並刻
金蘭詩集　門纂已刻
生駒山人集　孔世傑集已刻
孔雀樓集　清君錦詩集未刻
弊帚集　杉孝雲詩集已刻

覆醤編
大井守静遺稿　未刻
南海詠物集
祇園伯玉詩鈔　未刻
琴浦少集
僧東明詩集已刻
巖居稿
僧月潭詩集已刻
漁家傲
僧百拙詩集已刻
琴所遺稿
沢維顕詩集已刻
海南集
関釈詩集已刻

玉山集
秋山子羽文詩集已刻
東海稿
東海韶中稿未刻
宮水詩集
度会末雅詩集已刻
鳳台小稿
平義憲詩集已刻
静斎文集
斎大礼著已刻
探勝箪
内山栗斎著已刻
新川集
岡田挺之詩集已刻
舟山詩稿
桜井良幹詩集未刻

凌雲楼集
参河玉星野龍恵已刻
芙蓉集
谷子祥著已刻
南陽集
那波祐昌著已刻
三角集
奥田士亨著已刻
崑玉集
浅岸臣著已刻
玉壺詩稿
本公達著已刻
蓬尤詩帰
井鼎臣著未刻
徂徠詩文集
物茂卿著已刻

三洲近體稿
林文粛著已刻
東渓謳外集
僧亮潤著已刻
環空遺偈
僧環空詩鈔已刻
愚亭遺稿
江村泉詩集未刻
滄洲遺稿
山根道晋詩集已刻
落楓稿
村中衡詩集未刻
太室集
憣文華詩集已刻
静思亭集
赤松国鸞著已刻

東野遺稿
安藤煥図東璧詩文集已刻
周南文集
山縣次公著已刻
紫芝園稿
太宰徳夫詩文集已刻
南郭文集
服部子遷詩文集四編遺稿並已刻
鐘情集
服部維恭詩鈔已刻
蹈海集
服部仲英詩文集已刻
金華文集
平子和著已刻

散篇集
赤松大業詩集未刻
金薮詩稿
鳥山世章著已刻
名流春遊編
同人
褱海詩稿
僧褱海詩集已刻
愛日園稿
田子明詩鈔未刻
小草詩筥
合麗王著未刻

蘭亭詩集
高野子式著已刻
江陵集
僧万菴詩集已刻
松浦集
僧大潮詩集已刻
爽鳩詩稿
参河国鷲子方著已刻
芙蓉記
荘子謙著已刻
樵溪餘滴
富春叟詩集已刻
灞山詩集
長門国田長温著已刻

京遊草
北遊草同上
東遊草同上
空華菴集
僧雪嵓詩集未刻
玄圃集
大江稺圭詩集已刻
華山詩集
嶋津琴王詩集未刻
讃海詩删
阿山叢桂集
同人著未刻

萍遊詩巻
平君舒著未刻

明霞遺稿
宇野士新文集已刻

宇士朗遺稿
未刻

蘭陵遺稿
田良暢文集已刻

南陵集
荒木田正富詩集未刻

昨非集
僧梅荘詩鈔已刻

不生和尚稿
同上未刻

無孔笛
僧無隠詩集已刻

南江遺稿
友岡宜卿著未刻

岸公翊遺稿
岸季英詩集未刻

三橋集
川井立牧三尺第詩集未刻

六甲遺稿
武谷泉詩集未刻

鴬山遺稿
永德信詩集未刻

石城遺稿
原子章詩集未刻

映山漫稿
福尚脩遺稿未刻

雑萃編
僧無隠著已刻

鳧遊翠館詩集
伊藤君晨詩集未刻

南山遺稿
晁君来詩集未刻

雀皐詩集
小栗之愷詩集未刻

猶氏遺草
揖林伯啓集已刻

耳谷遺稿
菅晨躍著未刻

嵰州遺稿
岡仲錫詩集已刻

東皐初稿
加賀横山大夫詩集已刻

草菴稿
僧蘭陵著已刻

春荘詩集
端文仲詩集未刻

観鶖鳥堂詩集
永田俊平詩集未刻

綿山詩稿
柚木仲素詩集未刻

松蘿館詩集
岩垣亮卿詩集未刻

玩鴎詩集
賀伯毅詩集未刻

春菴詩稿
田文卿詩集未刻

揆璋編
藤世式詩集未刻

荘岳楚語
乾梧魚著已刻

逍遥草
僧道寧詩集已刻

芳翠窩詩稿
武欽繇詩鈔未刻

嘯臺餘響
服伯和詩集未刻

収石稿
僧終南詩集已刻

一雨詩稿
僧悟心詩集已刻

慎菴遺稿
藪慎菴詩集未刻

馬陵詩稿
竹政辰詩鈔未刻

帰家日記
井上氏著已刻

中山詩稿
立花氏著已刻

冬至三百首
僧亮融大管集栢京話
三人一日百首詩未刻

紹述先生詩文集
伊藤元蔵東涯の家集 已上未刻

鳩巣文集
室新助鳩巣詩文集 廿巻 已上未刻

芝山會稿
大高季明著述已下刻

扶桑千家詩
元禄中コ依前至古世之軌輯録下刻首

扶桑名賢文集

扶桑名賢詩集
宝永中京都書林 林和端輯録已下刻

扶桑名勝詩集
延宝中京都書肆某纂輯已下刻

八居題咏
享保中京都書林輯録已刻

熙朝文苑
尾張人井鼎臣著已刻

停雲集
新井白石先生纂輯已下刻

鍾秀集
祇園与市南海纂未刻

金沢枝折
加賀金沢諸子詩文之集録未刻

蘐園録稿
徂來翁社中諸子詩文輯纂已刻

防邱詩選
尾張諸子詩之纂録已刻

長門餘稿
山縣次公纂錄未刻

金蘭詩集
綰柳篇
畫錦集
嘯社吟稿
花月吟稿

龍君玉纂已刻
香居攷輯已刻
彦根袁景陳揖已刻
永田俊平纂已刻
明和中浪花書肆纂輯已刻

述懐 新式 作家の規範 百首

新撰菟玖波集　筑波集

廿巻あり 勅撰に准せらるゝの宣旨を下されて 新の
撰なる代 勅撰に並ふへき様のものにあらねとも 其のまゝ勅
撰なりけれハ これを一条冬良卿の撰より始て 貴人高位の作も
入られたるなり その後ハ廿一代集にまされる勅撰なりけるの序
も勅撰なるへしといふによりて これしきて事のへきなりこれの
なるへし そのよしもいふなり 連歌の宣なるへし

○千載集序 いさゝか歌のみちを しるへしとて今の代の人のためには
ことすらんとて 此集を名付て千載和歌集といふ 此の撰進
集の詞にして 勅撰にあらすして 此の今の作者の
よりの集なり

○新勅撰和歌集序 此の大かたの人の名は撰ふへきの集のまゝ
ならぬやうに おほやけにわたくしてつかはされたる 昔といひ

今しひろめの名もなくはなかれしを

○新撰菟玖波集序　宗祇記之　そもそもかえへひろむらむるも此その道の
こゝろなるしつさ　これは天の下ひろきまれ　於此地　なんとすれは
花ひまたきんあさぬとむかふさまた会動撰にあそへらへき
よのきこゝろのりかからよりて　むかしさいなひ事にことに歌ひの
道諸に限られ

○新撰古今集序　花京兼良　かくらんはちその葉の名にかよはさ
つの方のまたは和して　永陰のかしこき　此世にあらまほ
てわが此こに　なをらくして　此ひろめ　なし　ある大綱に
アひし　なよちん　あかれける

ちくのすさみ　一巻

宗祇の作にて連歌のことを書しるす　序は文明十二年の
時に七十にあまりて　耳順ふして　もちひらる事の出にしるれのよし　序
のまへにあまり　連歌式に於例　五十音に住　宗長晩年に逃
避の元之年　十月にいたる書にて　宗祇判しられるその時その不
とさくしてその中に　也元会元の句をとも出でて毛利の猪
つ屋のまちなるし又　東の於周防国山口に宗祇が書し
すくとられは是に　信長に　出にて写せし時のあの山口にかこし
いふ宗祇の世も　ぼれはなほもく　あつし
けさも山口記と自ら
みなせんなつし

狂歌

雄長老百首 狂歌 一冊

堀河百首題にて狂歌 中院也足軒の評語 皆ハ本

板ニし今ハ見へ不

暁月坊酒百首 一冊

雅筵酔狂集 六帖狂歌 貞柳撰

我等の見のかたりに さうえんし一任に通遍 貞柳白亭校 老人 [illegible]

寛延

雅筵吟盡酔狂集 唯頼獨醒人改訂

内閣文庫

古今夷曲集

古今集になそらひて狂哥をえらむ

後撰夷曲集

国立公文書館
National Archives of Japan